

官報

号外
国会会議録

令和七年五月二十一日

○第二百十七回 参議院会議録第二十号

令和七年五月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

令和七年五月二十一日

午前十時開議

第一 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二及び第三

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

国家公務員等の任命に関する件

内閣から、人事官、原子力委員会委員、個人情報保護委員会委員長、公認会計士・監査審査会委員、預金保険機構理事、公害等調整委員会委員、日本放送協会経営委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会公益委員、社会保険審査会委員及び原子力規制委員会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。
まず、人事官に川本裕子君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、原子力委員会委員に吉橋幸子君を、原子力規制委員会委員に杉山智之君及び神田玲子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、個人情報保護委員会委員長に手塚悟君を、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子君を、預金保険機構理事に田口紀子君及び島村英君を、労働保険審査会委員に齋藤育子君を、中央社会保険医療協議会公益委員に本田文子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公害等調整委員会委員に中村也志君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 二百十四

反対 十七

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、公害等調整委員会委員に大瀧敦子君を、日本放送協会経営委員会委員に大草透君、岡田美弥子君、藤本雅彦君及び田淵正朗君を、労働保険審査会委員に菅野淑子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百二十八

反対 四

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十

賛成 二百二十四

反対 六

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、日本銀行政策委員会審議委員に増一行君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 二百二十六

反対 六

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、社会保険審査会委員に浦野真美子君を任命することについて採決いたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 二百二十

反対 十一

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。あ

べ俊子文部科学大臣。

〔国務大臣あべ俊子君登壇、拍手〕

○国務大臣(あべ俊子君) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

学校教育の質を高め、全ての子供たちへのより良い教育を実現するためには、教師に優れた人材を確保することが極めて重要です。しかしながら、教員採用選考試験の倍率が過去最低を更新するなど、教師の人材確保に困難を生じている状況があることから、教職の魅力を高め、教師を取り巻く環境を整備することが必要です。

この法律案は、このような教師に優れた人材を

確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、教育委員会に対し、教師の業務量の適切な管理その他健康及び福祉を確保するための措置の実施に関する計画の策定・公表や、計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付けるとともに、計画の策定及び実施に関して、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に指導助言等を行うことを努力義務とすることとしております。また、公立学校に対し、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、先に述べた計画に適合するものとなるよう義務付けるとともに、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営の基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとしております。

第二に、組織的な学校運営及び指導の促進を図るため、児童の教育等をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとしております。

第三に、高度専門職である教師にふさわしい処遇の実現を図るため、教職調整額の基準となる額を給料月額額の四〇％から一〇％まで、毎年一％ずつ段階的に引き上げることとしております。また、義務教育等教員特別手当について、教師が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その困難

性等を考慮して条例で支給額を定めることとして
おります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律
案を提出した次第ではありますが、この法律案は、
衆議院において、附則について一部修正が行われ
ております。

その内容は、第一に、政府は、公立の義務教育
諸学校等の教師の一箇月の時間外在校等時間につ
いて、令和十一年度までに平均三十時間程度に削
減することを目標とし、教師一人当たりの担当授
業時数の削減、教育課程の編成の在り方について
の検討、教職員定数の標準の改定、教師以外の学
校の教育活動を支援する人材の増員、不当な要求
等を行う保護者等への対応支援、部活動地域展開
等を円滑に進めるための財政的な援助等の措置を
講ずることとしております。

第二に、政府は、公立の中学校の学級編制の標
準について、令和八年度から三十五人に引き下げ
るよう、法制上の措置等を講ずることとしており
ます。

第三に、政府は、公立の義務教育諸学校等にお
いて、学校全体の教師の仕事と生活の調和を実現
する上で、校長等の管理職員が重要な役割を果た
すことに鑑み、管理職員及び教育委員会による教
師の業務の管理の実効性の向上のための措置につ
いて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置
を講ずることとしております。

第四に、公立の義務教育諸学校等の教師の勤務
条件の更なる改善のための措置に関する検討事項
について、その教師の勤務の状況について調査を
行う旨を規定することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。石井正弘君。

〔石井正弘君登壇、拍手〕

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘です。

私は、会派を代表して、教員給与特別措置法等
の一部改正案について質問いたします。

昨年十月、そして衆議院議員選挙後の十一月、
石破総理はこの参議院本会議場での所信表明演説
で、私たちに、人づくりこそ国づくりと力強く
語っておられました。

私は、岡山県知事のと、知事会を代表して中
央教育審議会委員を務めたことがあり、教育は最
も大切な国家の基盤であると考えておりますが、
とりわけ、我が国は他国と比べ、化石燃料、金属
や鉱物などの自前で調達できる天然資源に乏し
く、自然災害が多いことから、一人一人が持つ可
能性をそれぞれ最大限引き出していく教育こそが
国家や地域を維持し、発展させていく根幹となる
と考えております。

そこで、石破総理は、人づくりは国づくりと述
べられた際、どのような人づくり、教育であるべ
きとお考えになっていたのでしょうか。御自分の
御経験も踏まえてお話しただければと存じま
す。

次に、教育予算について伺います。

我が国は、国や地方自治体といった公的機関に
よる教育支出を在学者一人当たりのGDP比で見
ればOECD平均並みの水準となっておりますが、
支出規模のGDP比はOECD平均の七割にすぎ
ません。

学力と労働生産性、給与水準には相関性がある
と言われていることからすれば、更に教育投資、
教育支出を高めていくことが成長戦略として不可
欠であると考えます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

AIや量子コンピューター、生命科学など、こ
れからの経済成長や科学技術の発展に欠かせない
分野において、我が国の研究や技術、スキルが世
界をリードするものとなるよう、まずはこれらの

分野につながる基礎力をしっかりと身に付けるこ
とができるよう、義務教育における教育予算を更
に充実させることに努めるべきと考えますが、石
破総理の決意をお伺いいたします。

教育の質を決めるのは、まさに教師です。しか
し、教師の長時間労働の改善が進まず、心身を病
む教職員が増え、近年では教師を志望する人材が
減少しており、同時に、現職の教師も、児童生徒
に向き合う時間を増やしたくても、現場の業務が
多くてできないという悪循環から抜け切れていま
せん。

今回の法案では、教師の時間外在校等時間を令
和四年の月四十七時間から月三十時間程度とする
目標を示していますが、長時間労働の改善はもち
ろんのこと、この働き方改革を教師の質、さらに
は教育の質の向上につなげていくことも重要で
す。この点について、あべ文部科学大臣のお考え
をお聞かせください。

学校現場からは、教師の困難な仕事に見合った
処遇が得られていない、あるいは、頑張りが報わ
れる処遇にしてほしいという声がよく聞かれま
す。本法案では、学びの専門職としての教師にふ
さわしい給与改善や職責と負担に応じたためり張り
ある処遇を実現するために、五十年ぶりの教職調
整額の水準の大幅な引上げ、義務教育等特別手当
の学級担任への加算、さらに、教諭と主幹教諭の
間に新たに創設する主務教諭にふさわしい処遇な
どの改善を図ることとしています。

一方、成長と物価高に負けない賃上げによる経
済の好循環の実現に向けて、特に大企業では大幅
に給料が引き上げられています。このような状況

と比較すると、教職調整額について、二〇三〇年
度までに一〇％へ段階的に引き上げること
で果たして十分なのかという声もあります。

そこで、優秀でやる気のある人材の確保、特に
大都市部と比べて地域手当が低い地方での教員人
材不足の解消のためには、今回の法改正がもたら
す成果を確認、検証しつつ、今後更なる措置を講
ずることが不可欠だと考えますが、この点を、岡
山県備前市にある日本で最も古い庶民のための公
立学校である特別史跡旧閑谷学校に御縁の深いあ
べ文部科学大臣にお伺いをして、私の質問を終わ
ります。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 石井正弘議員の御質
問にお答えをいたします。

人づくりと教育のあるべき姿についてのお尋ね
をいただきました。

正解のない時代に、自ら問題を探究し、他者と
協調しながら、自ら考え、自由に人生を設計し、
飛躍していける能力の育成が重要であると考えて
おります。知識や能力だけではなく、歴史や文
化、地域や周りの人々を大切に、行動する力を
有した人材を、学校だけではなく自治体や地域の
人々が一体となって考え、参画して育てていく
ように取り組んでまいりたいと考えております。

人づくりは国づくりと述べたが、それはどうい
うような教育であるべきだと考えているかという
お尋ね、おまえの経験も踏まえて話せというよう
な御質問であったかと存じます。

私は、本当にこの先生に教えてもらわなければ
今の自分はないと思える先生に何人か巡り合うこ
とができました。そういう先生に教えていただき
ながら、このような出来ないことで大変申し訳の
ないことだと思っておるのでございますが、
今はもうそんなことはございせんが、当時、

昭和四十年代のことですが、日直とか宿直とかいう、そういうような制度がございました。自分は今日宿直なので分らないやつ聞きに來いと、分かるまで教えてやると言われて、ああ、そうなんだと分かったときのうれしさは今も忘れることがございません。あるいは、授業中に教科書から外れていろんな歴史を教えていただいた、それを忘れることもございません。もちろん、働き方改革の今、そういうことはやってはいかぬのでありますが、本当にこの先生に巡り合わなければ今の自分はないと思える先生に会えたこと、本当にうれしいことだと思っております。それに応えることができていない自分を恥じ入るばかりであります。

教育予算の充実についてのお尋ねをいただきました。御指摘いただきましたように、日本の公財政教育支出は、対GDP比三・一％となっております。OECD平均が四・五％でございますので、これに比べますと低い水準でございますが、一方におきまして、教育は子供一人一人に対するものであるとの観点から、在学者一人当たりの公財政教育支出で見ました場合、対GDP比二一・八％となっております。OECD平均の二二・三％と比べて遜色のない水準にはございます。

支出額については様々な見方で比較する必要があります。あるものと考えておりまして、教育支出の多寡も重要なことでございますが、効果的に活用されて教育の質の向上につながるものとなっているかどうか、これを検証し、PDCAサイクルを回していくということが重要だというふうに私は考えておるところでございます。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣あべ俊子君登壇、拍手〕
○国務大臣(あべ俊子君) 石井議員にお答えいたします。

まず、教育の質の向上についてお尋ねがありました。

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教師に懸かっており、教育の質の向上を通して全ての子供たちへのより良い教育の実現を目指して働き方改革を進めることが重要です。

具体的には、学校における働き方改革を進めることにより、教師の健康を守ることがもとより、教師の意欲と能力が最大限発揮できる環境が整備され、生き生きと子供たちに向き合うことができようになると考えられます。

このため、今回の法案により、国と教育委員会、学校が一体となり、教師の時間外在校等時間を縮減する仕組みを構築してまいります。

次に、今回の法改正を踏まえた今後の措置についてお尋ねがありました。

御指摘の関谷学校は、江戸時代前半、岡山藩によって創建された、地方の庶民のための学校であると承知しており、現代においても、公教育の再生に向け、教師に優れた人材を確保する必要があると認識しております。

そのため、本法案では、教職調整額の引上げ等の教師の処遇改善を盛り込むとともに、昨年十二月の財務大臣と合意事項を踏まえ、施行後二年を目途として、教員の勤務の状況や、人材確保の動向、教員の給与に要する経費についての財源の確保の状況等を勘案しつつ、教員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行う旨を規定しており、検討を踏まえ、必要に応じて措置を講じてまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 斎藤嘉隆君。
〔斎藤嘉隆君登壇、拍手〕
○斎藤嘉隆君 立憲民主党の斎藤嘉隆です。

立憲民主・社民・無所属会派を代表して、いわゆる給特法改正案について質問をいたします。

冒頭、江藤農林水産大臣辞任の件について伺います。

米高騰で苦しむ国民生活に思いをはせることができない大臣に農政をつかさどる資格はなく、辞任は当然だと思います。

そもそも備蓄米を放出しても米の価格が適正化しない、適時適切な手が打てていない。この時点で既に大臣としての任にあらずであったと思います。辞任はまさに遅きに失したものと考えます。

総理は、私たち野党の更迭要求に応じず、一度は続投させると明言したにもかかわらず、最終的に辞任に至ったのはなぜなのか、総理にその経緯をお伺いをいたします。また、これ、総理自身の任命責任も大きいと思います。この任命責任についてどのように考えてみるのか、総理のお考えをお伺いをいたします。

では、法案について質問をいたします。

私はこう見えて、十七年間、教員をしていました。教職は素晴らしい仕事です。子供たちの成長に寄り添い、共に学ぶ日々はかけがえのないものでした。教えた子供たちが同様に思ってくれているかどうかは分かりません。ただ、今も大人になった多くの教え子たちとつながり、その関係性は生涯にわたって続いていくと思います。私は、生まれ変わるのではありません、国政を目指すかどうかは正直分からないけれど、学校の先生にはもう一度なりたい、そう思います。

そんな教職がブラックと言われ、不人気で、採用倍率も年々低下しているとされています。厳しい労働環境の現状と、それを生み出したこれまでの

の教育政策の不作為等について、真摯に認識しなければ改善策は生まれません。

石破総理のお母様は教員であつたとお聞きします。そのような立場からも教育については一言あるものと思います。どのような教育観をお持ちか、また、これまでの自民党政権の下で行われてきた教育改革についてどのような認識をお持ちか、冒頭伺います。是非、総理御自身のお言葉でお願いをいたします。

現在も、各地で担任不在の学級が存在しています。教育現場の必死の努力にもかかわらず、配置されるべき教職員が見付からない、いわゆる教員不足が常態化しており、年度の後半に向けて状況はますます悪化していきます。これは現場や各教育委員会の責任ですか。とんでもないと思います。子供たちの学ぶ権利を奪っている教員不足の問題は、総額裁量制導入や定数崩し容認、非正規教職員の増など、国の方針、施策によるところも大きいと考えます。

教員不足の現状について、子供たちへの責任、教育の保障という観点から政府としてどのように捉えるか、石破総理に伺います。

また、教員不足の具体的要因と今後の改善策について、所管する文部科学大臣の認識を伺います。

今回、教員の処遇改善に向け、教職調整額の基準となる額について、現行の四％を二六六年以降毎年一％ずつ引き上げ、三一年に一〇％とする措置が盛り込まれています。処遇改善の方向性については賛同します。しかし、昨年の概算要求時点では教職調整額を一三％にする要求をしていましたが、財務大臣との合意で一〇％となり、さらに毎年一％ずつ上げるといふものになりました。

当初の方針より増額の規模が小さくなったことや実施に多年を要することについては、正直残念

に思います。このことについて文部科学省としてどのように説明をするのか、大臣の答弁を求めます。

現在の教職調整額四％は一九六六年当時の月換算時間外勤務八時間に対応して定められたものですが、本来、時間外勤務時間として連動して考えるべき性質のものではありません。

一方、教員の賃金は人材確保法によって一般公務員より優遇することが定められています。人材確保法が一九七四年に制定された後、教員の賃金は一般公務員に比して七・四％以上上回るに至りました。この優遇は、主に義務教育等教員特別手当をもってなされたものです。しかし、この義務特手当も段階的に引き下げられ、今や優遇分はほとんどない、そういう状況となりました。

教員に有為な人材を確保することを目的とするならば、給特法ではなく、人材確保法の趣旨に基づき、義務教育等教員特別手当を増やすことで処遇改善を図るべきではなかったか。処遇改善と教職調整額を連動させることが法の趣旨等と矛盾し、文科省の従来見解と異なるとの指摘にどのように応えますか。文部科学大臣、論理的にお答えください。

時間外勤務手当が支給されようと、働き方改革が未達の場合に何らかの罰則が付されようと、長時間労働は改善しません。一人一人の教員の業務そのものが減らない限り、勤務自体を削減することとは不可能です。業務量管理等の計画策定を教育委員会に義務付けたとしても同様です。現場も市町村も、行いたくても行えないんです。そんなことで改善するのであれば、とうの昔に改善しています。

働き方改革のために国が行うべきは、責任転嫁のような机上論ではありません。国がすべきは、定数増、特に基礎定数を増やし正規教員を増やす

こと、指導要領を改訂し膨張した学習内容を精選すること、必要な予算をきっちり措置することなど、具体的な支援を行うことです。

今回の修正でも明記された時間外在校等時間の月換算三十時間程度までの削減や教員一人当たりの担当授業時数の削減に向けて、具体的にどのような手だてを講じていくのか、五年間の具体的な工程表を示す必要はないのか、文部科学大臣の見解を伺います。

衆議院における修正では、教員の勤務条件の更なる改善に向けて、その勤務の状況について調査を行う旨の規定が盛り込まれました。前回の給特法改正では勤務実態調査の実施が明確に示されていましたが、今回は実態調査ではなく状況調査となつています。各教育委員会に対して恐らく聞き取りなどを行う状況調査では、持ち帰り仕事の増などによる隠れ残業の在り方、確かな時間外在校等時間の把握などは難しく、精緻な実態を把握できない可能性が高いと危惧します。

勤務状況の調査とはどのようなものか、それで持ち帰り時間も含む正確な勤務実態の把握が可能なのか、また、今回、将来的な勤務実態調査実施を明示しないのはなぜなのか、文部科学大臣に伺います。

今回の修正で示された時間外在校等時間三十時間程度への削減という措置について伺います。法案では、業務削減に向け、文部科学大臣が定める指針に即した業務管理・健康確保措置実施計画を各教育委員会が策定することになっていきます。五年間で時間外在校等時間を三十時間程度に縮減するという方針は、当然ながら、新たに設定される指針に明記するというところでよろしいですね。具体的数値目標を指針にすり書き込むことができないようでは、実効性あるものとして捉えることはできません。働き方改革に向けた覚悟と熱

量の問題です。文部科学大臣の明確な答弁を求めます。

教員の業務を減らすことが事務職員等の職種の業務を増やすことにつながっては意味がありません。単なる業務の付け替えです。事務職員、スタッフ職などの業務過重とならないような業務の精選、人員増が必要です。文部科学大臣の認識を伺います。

修正案には、公立中学校の三十五人学級導入に向けた法制上の措置を講じることが明示されました。評価したいと思います。教職員定数については、小学校の教科担任制、中学校生徒指導担当教員の拡充など、今後、数年掛けて計画的に定数を増やす方向性が示されています。しかし、あくまでも年度ごとの予算措置に基づくものであり、地方自治体での計画的採用を促すには至っていない。このことが非正規教職員の増加にもつながっています。

かつて七次まで明示され実施された教職員定数改善計画のように、政府として、明確な教職員定数増計画を新たに位置付けるべきではないでしょうか。総理の見解を伺います。

この中学校の段階的な三十五人学級導入に向けて、一点留意していただきたい点があります。中学校では、教科担任制のため、三十五人学級導入によって学級数が増えると教員一人当たりの授業持ちこま数が増え、逆に多忙化が進む可能性があります。また、一部の教科では担当教員が見付からず、免許外での対応を余儀なくされることも危惧されます。

そこで、中学校での少人数学級を働き方改革につなげていくためには、学級増対応以外に一定の定数増が必要となります。こうした検討もしているのか、また、小学校も含め、定数標準法のいわゆる乗する数の見直しの必要性などについて、文

部科学大臣の見解を伺います。

次に、部活動について伺います。

極めて安価な保護者負担で高い教育的意義を持つ部活動が学校教育に根付いてきたのは、ひとえに教員の努力によるものです。ちなみに、私も部活動指導に心血を注いだ元教員の一人です。しかし、今や、働き方改革を目指す上で部活動改革は避けては通れません。

部活動そのものを地域クラブ等に移管し、学校から地域に展開していくことが必要ですが、自治体は頭を悩ませています。特に、会場の確保、用具の整備、指導者への報酬など、多額の予算の確保は最大の課題です。教員には部活動指導に熱心な者もいます。こうした教員が兼業として一定の報酬を得て引き続き指導に当たることも具体的に検討していくべきです。

このように部活動の地域展開を進めていくのであれば、一定の財源が必要です。財政措置についても国が責任を持つべきです。そうした考えでよろしいですね。総理の答弁を求めます。

修正案では、教育課程の在り方について検討を行うことが追記されました。かつて、小学校四年以上は長らく千五時間の授業時数でしたが、二〇〇二年、学校五日制への対応などのため、九百四十五時間に削減されました。土曜日が休みになったので、その分の授業時数が減るのは誰が考えても当然のことです。

しかし、その後、複数の指導要領改訂を経て、授業時数は学校五日制実施前の千五時間に戻されました。この間、外国語科の新設、道德の教科化など、矢継ぎ早に新たな施策が学校に追加されました。むちゃぶりとしか言いようがありませんでした。そのたびに学校は疲弊し、教員の勤務は過酷になりました。政権はこのことを真摯に反省すべきです。

総理が日本の授業時数は相対的に長くないと度々答弁に用いる授業時間の国際比較は、諸外国の授業の在り方を勘案すると、比較対象として適切なものとは思えません。そんなことは文部科学省が最もよく分かっているはずで、その上で、教育課程の在り方、授業時数の在り方についての総理のお考えを改めて伺います。

また、教育課程について、何をどのように改善し、勤務時間縮減につなげていくのか、文部科学大臣の答弁を求めます。

二〇一九年の給特法改正の際、当時の萩生田文部科学大臣は、法改正の対応として、働き方改革の強力な推進、業務の削減、成果の確認、勤務実態調査の実施、そして給特法の法制的な枠組みの検討を明言しました。法制的な枠組みの検討とは、当時のやり取りを想起すれば、当然、給特法の廃止を含む抜本的見直しであったと考えています。時間外勤務は限定四項目に限るとされ、誰がどう見たって勤務である業務を勤務とみなすことができない法そのものに無理があります。本改正は抜本的見直しではありません。

今回の改正の先に何があるのか。給特法そのものを抜本的に見直し、教職調整額の廃止、真に働き方に見合う処遇の実現を視野に入れたものであるのか、明確な答弁を総理に求めます。

社会的な課題が表出すると、なぜかその解決を教育現場に求める風潮があります。政治や行政による教育への一時的な責任転嫁と言えるものも少なくありません。

学校教育は万能ではありません。子供たちや若者をめぐる多くの課題は、学校だけではなく、家庭や社会全体に起因するものが実はほとんどです。それでも学校現場はそうした要請に懸命に応えようと努力してきましたが、もうそれは限界です。これ以上、教育現場を追い込むのはやめて

いただきたい。新たな課題解決を要請をするならば、何かをスクラップするか、具体的な支援策を追加するしかありません。

今回の法改正による労働環境の改善が、教育現場の努力に頼るだけではなく、行政主体の支援によるものとなるように改めてお願い申し上げます。私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 斎藤嘉隆議員の御質問にお答えをいたします。

江藤農林水産大臣の任命責任についてお尋ねがございました。

江藤農水大臣の佐賀におけます発言は、一生懸命生産に励んでこられた米作り農家の方々、あるいは米価格の高騰に苦しむ消費者の皆様方、どちらに対しても配慮を欠いた発言であったと思っております。どちらも許容されるものでもございませぬ。大変に申し訳ないものだったと思っております。

その上で、米価格の高止まりなど現下の農林水産行政の課題が山積しております中、その解決に向けて今まさに全力を挙げるべきときであり、江藤大臣には、国民の皆様方の御理解が得られるよう、十分な反省の上で職務に邁進してもらいたいと考えております。

本日、江藤大臣から、自らの発言により課題が山積する農林水産行政の遂行に悪影響を与えたくないという強い思いで職を辞したいと、このような申出がございました。私といたしましても、国民生活を最優先に、農林水産行政の重要課題の解決に停滞があつてはならないという観点から辞職を認めることといたしました。

任命責任は全て私にございます。これを重く受け止めて、国民の皆様が改めまして深くおわびを

申し上げます。大変申し訳ございません。内閣といたしまして、一層の緊張感を持って諸課題の解決に当たつてまいらねばならないと思っております。ところでございます。

改めて申し上げますが、任命責任は全て私にございます。大変申し訳ございません。

教育に対する考え方、政権における教育改革についてのお尋ねをいただきました。

教育におきましては、先ほど申し上げましたが、正解のない時代に、自らの問題を探究し、他者と協調しながら、自ら考え、自由に人生を設計し、飛躍していける能力の育成が重要であると考えております。知識や能力だけではなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切に、行動する力を有した人材を、学校だけではなく自治体や地域の皆様方が一体となつて考え、参画して育ていくことが重要であると考えております。

また、斎藤議員からは、おまえの母親も教員であつたと聞いているが、その立場から何か考えがあるかというふうなお尋ねもいただきました。

私の母親も教員でございましたし、上の姉は、母親は国語の教員でございました。上の姉は英語の教員でした。下の姉は歴史の教員でした。教職持つていないのは私ぐらいのものでございましたが、とにかく厳しい人でした。私、子供の頃鳥取で育ったのですが、母親が、私が子供の頃、偉人伝とか世界の美しい話とか、そういう本を一時間とにかくちゃんと朗読しないと絶対許してくれませんでした。

石井委員の御質問にもお答えしましたが、小学校、中学校は本当に厳しい先生が多かったです。優しく接してくださった先生も多くいらいっしゃいましたが、本当に厳しく指導していただいた、そういう先生のことをよく覚えております。私が議員になつても、あるいは閣僚になつても、

も、先生は常に先生であります。もう物故された方多いのですが、一生先生と言って慕える方がおられるという方に巡り会えたことはとても幸せなことだつたと思っております。もちろん、今の働き改革の中でできること、できないことございいますが、本当に、一生先生と慕うことができる方に巡り会えたことを本当に幸せだと思っておりますし、そういう先生方が今の働き方改革の中で、地域と一体となつてそういう志望の方が増えることを望んでおるところでございます。私事で失礼をいたしました。

我が自由民主党におきましては、結党以来、国民一人一人の人格の完成と国家、社会の形成者として必要な資質を備えた人材の育成を目指し、教育基本法の改正や学校の教育環境の充実など様々な教育改革に取り組んできた、このように承知をいたしております。

教師不足の現状認識についてでございますが、教師不足は、大量の定年退職、大量採用を背景とした産休、育休取得者の増加等により臨時講師の採用が増加する一方、正規採用数の大幅な増加などにより、臨時講師のなり手であつた既卒者が減少していることが要因であると、このように認識をいたしております。

教師の魅力を高めるため、教師のやりがい小さく負担の大きい業務を見直し、徹底した働き方改革を確実に進めるとともに、任命権者である各教育委員会における多様ななり手の確保など、多角的な取組を講じていくことが重要であると考えております。

定数につきましては、定数改善計画という名称にかかわらず、これまで義務標準法の改正などにより、平成二十九年度からの十年間での通級指導等の基礎定数化や、令和三年度からの五年間での小学校三十五人学級化など、計画的な定数改善を行つてきたところでございます。

加えまして、昨年末の大臣合意に基づき、財源確保と併せまして、指導、運営体制の充実を四年間で実施するとともに、令和八年度からの中学校三十五人学級への定数改善を行うことといたしており、引き続き計画的に取り組んでまいります。

部活動改革でございしますが、学校部活動につきましては、働き方改革を加速化する観点からも、地域における活動として展開していくことといたしております。

その際、指導を希望される教職員の兼職、兼業の自治体における規程の整備や運用の促進に取り組みますとともに、財政措置につきましても、本法案附則第三条において、政府は部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うことと規定されておりますことを踏まえ、適切に対応いたしてまいります。

教育課程や授業時数の在り方についてでございますが、今後の教育課程や授業時数につきましては、これからの社会に求められる資質、能力の着実な育成を目指しますとともに、多様な子供たちに対応し、一人一人が持つ可能性を最大限に引き出せるよう検討を深めてまいります。

その際、国際比較が絶対であると考えているわけではございませんが、国際比較も含め様々な観点から比較することは重要であると考えております。教育課程や授業時数の在り方について、様々な観点から検討を加え、過度な負担を生じないよう努めてまいります。

今後の給特法の見直しについてでございますが、今回の法案は、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込んでおり、働き方改革の更なる加速化のための仕組みを構築するものでございます。

給特法につきましては様々な御議論があること

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

を承知いたしておりますが、まずは、時間外在職等時間が月二十時間程度に達するまでに幅広い観点から諸課題の整理を行うことといたしておりますのでございます。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)

○国務大臣(あべ俊子君) 斎藤議員にお答えいたします。

まず、教師不足についてお尋ねがありました。現在の教師不足の状況は、産休、育休取得者や、特別支援学級の見込み以上の増加に対し、臨時講師のなり手が減少しているといった構造的な要因が大きいと認識をしております。

文部科学省としては、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化、指導、運営体制の充実、教師の処遇改善に取り組んでまいります。

また、現下の教師不足の解消に向け、産休や育休を取得する教員の代替者について、給与費の国庫負担の対象を臨時講師に限定せず、正規職員である場合にも対象とする制度改正を行い、計画的な人員配置を促進しています。

文部科学省としては、引き続き、各教育委員会に対し、制度改正等も踏まえた計画的な新規採用や、現職以外の教員免許保有者向け研修の実施など、教師人材の確保を強化する取組を促してまいります。

次に、教職調整額の引上げについてお尋ねがありました。

教職調整額の引上げは一〇％としておりますが、その他の処遇改善と合わせると、教師の優遇分は、いわゆる人材確保法が制定された当時と同程度の水準を確保できることとなります。

また、教師を取り巻く環境の整備に向けては、

処遇改善と併せ、学校における働き方改革の更なる加速化、教職員定数の改善などの学校の指導、運営体制の充実も含め、様々な施策を一体的、総合的に推進していく必要があります。これらのほかの施策の充実と併せて、教職調整額については、令和十二年度までに段階的に一〇％に引き上げていくこととしております。

次に、教職調整額による処遇改善についてお尋ねがありました。

人材確保法では、教師の給与について、一般行政職の公務員の給与水準と比較して優遇措置が講じられなければならないと規定されておりますが、具体的にどのような手だてによって優遇措置を講ずるべきかは規定されておられません。

文部科学省としては、今般の教職調整額の一〇％への引上げなどにより、人材確保法に伴う処遇改善が完成した際の優遇分が確保できることから、人材確保法の趣旨にのっとったものであると考えております。

次に、時間外在職等時間の削減の手だてと工程表についてお尋ねがありました。

教師の時間外在職等時間を削減するため、学校・教師が担う業務に係る三分類の徹底のほか、標準を大きく上回る授業時数の見直し、部活動の地域展開、小学校における教科担任制の拡充を始めた教職員定数の改善など、様々な施策を総動員して取り組んでまいります。

工程表については、今後、今回の法案に関連した国における制度改正や予算措置の全体像などについて、分かりやすくお示しできるよう検討してまいります。

次に、勤務状況の調査についてお尋ねがありました。

教員の勤務状況の調査については、過去に実施した教員勤務実態調査が学校現場にとって大きな

負担であったこと、近年、各教育委員会において客観的な方法による在職等時間の把握が徹底されてきたことを踏まえ、今後は、毎年度、教育委員会に対して実施する調査を通じて、全国の教師の時間外在職等時間の状況を把握してまいります。

具体的な調査内容については、従前の調査にも留意しつつ、今後検討してまいります。

次に、時間外在職等時間の縮減目標の指針への明記についてお尋ねがありました。

昨年十二月の財務大臣との間の合意では、全国の教師の平均の時間外在職等時間について、まずは、今後五年間で約三割縮減し、月三十時間程度とすることを目標としており、衆議院において、その目標を明記する法案修正がなされました。

給特法第七条に規定する大臣が定める指針の改訂に当たっては、衆議院での修正の趣旨も踏まえ、各教育委員会が働き方改革の目標を設定する際の考え方についてもお示しできるよう検討を進めてまいります。

次に、教師の業務の精選についてお尋ねがありました。

教師の業務負担の軽減のためには、学校・教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の精選、見直しの更なる徹底が必要であり、今後、給特法に基づく指針に位置付け、一層の取組を推進してまいります。

また、文部科学省としては、小学校における教科担任制の拡充や中学校の生徒指導担任教師の配置拡充のために必要な教職員定数の改善を四年間で計画的に実施することに加え、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実などにもしっかりと取り組んでまいります。

次に、教職員定数の改善についてお尋ねがありました。

令和七年度で三十五人学級が完成する小学校に続き、財源確保と併せて、令和八年度から中学校における三十五人学級への定数改善を行うこととしており、具体的な進め方については今後検討してまいります。

今後、学校の指導、運営体制の更なる充実に向けた検討を進める中で、必要に応じて、乗ずる数も含め、義務標準法の在り方についても検討してまいります。

次に、教育課程の改善についてお尋ねがありました。

次期学習指導要領については、これからの時代に必要な資質、能力の育成を目指しつつ、過度な負担が生じにくい在り方を検討することが重要で

す。中央教育審議会では、例えば教育課程全体の柔軟化の仕組みとして標準授業時数の弾力化についても議論を行っており、一定の要件の下で各教科の標準授業時数を裁量的な時間に充てることの適否も検討しています。

これらを含めた様々な工夫が教師と子供の双方に余白を生み出し、全体として教育の質の向上につながるよう、丁寧な検討を行ってまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 佐々木さやか君。

(佐々木さやか君登壇、拍手)

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となった法律案について質問いたします。

質問の前に一言申し上げます。

米の価格が高騰し、国民の不安、そして不満が頂点に達しているときに、今回の農水大臣発言は極めて不適切であり、遺憾です。新しい農水大臣には、国民の不安に寄り添い、しっかりと米の価

格の安定、そして農政全般への改革に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、法律案について質問いたします。

公明党は、教育の目的は子供たちの幸福と考えます。子供の最大の教育環境は教師であり、その教員が生きて働き続けることが重要です。子供と社会の未来をつくるのが教員の仕事であり、AIが進化してもなくならないであろう仕事の一つが教師と言われています。国として最も力を入れるべき職種の一つです。

しかし、実際は、多忙な業務の中で子供たちに向き合う本来の仕事ができない状況にあります。長時間労働が教職員の心身に悪影響を与え、子供たちの学びとケアにも良い影響を与えていません。メンタルヘルスの不調によって休職する教職員は増加し、学校現場は人手不足の悪循環となっています。

こうした学校現場の窮状を変え、優秀な教職員の人材を確保し、生きて働き続けるような職場環境とすることが急務です。本改正案を通じ、どのように取り組むのか、総理の御決意を伺います。

公明党は一貫して、教職員の働き方改革と処遇改善は車の両輪として取り組んできました。業務の三分類を提案し、必ずしも教員がやらなくてもよい業務の徹底した削減と教育に注力できる環境整備を訴えてきました。そのための教職員定数改善、教員だけでなく地域や専門スタッフ等の多職種で組織されるチーム学校の推進、事務的な補助を担い教員をサポートする業務支援員の拡充なども前進させてきました。

小学校では三十五人学級を実現しました。中学校については、令和八年度からそのための定数改善を行う旨の大臣折衝での合意がなされており、しっかりと実現すべきです。

今回の法改正についても、党内での複数回の議

論を踏まえ、昨年五月、十二月に提言をまとめました。働き方改革の更なる推進、処遇改善、教職員定数の改善などについて提案をしています。

修正案による新附則第三条では、時間外在校等時間を月三十時間程度まで縮減することが目標とされました。その実現のためには、教員の働き方改革のための様々な施策を総動員することが必要です。具体的には、定数改善とともに、教員業務支援員の更なる配置充実にも取り組むべきです。文科大臣に伺います。

教育委員会による業務量管理・健康確保措置実施計画等は、働き方改革の一層の推進として評価します。公明党が提案した学校・教師が担う業務に係る三分類の内容を指針に位置付け、計画を作るということも衆議院で答弁をいただきました。

また、公明党は、教員が勤務状態について相談できる窓口の設置、充実も主張しています。社会保険労務士や法律家など、外部専門家の活用なども是非行うべきです。

教員による保護者からの問合せ対応、学校や通学路の安全確保なども課題となっています。

公明党は、保護者からの相談を学校ではなく市が開設する子育て応援・相談センターで受けるという、奈良県天理市の取組を調査しました。学校内外の安全確保については、公明党は、学校や地域の関係者が一体となって学校の安全に取り組むセーフティプロモーションスクールやスクールガード・リーダーの普及などに取り組んできました。

学校、通学路の安全確保とともに、社会の変化に対応した新しいチーム学校の在り方を検討し、ビジョンとして示し、実現に取り組むべきです。文科大臣に伺います。

急増する不登校児童生徒への支援も重要です。公明党が取り組んできた学びの多様化学校の各都

道府県、政令指定都市への配置を加速し、校内での安心できる居場所、スペシャルサポーターチームの設置促進を行うべきです。文科大臣に伺います。

本法案についての提言で、公明党は、人材確保法を踏まえ、教員の処遇を抜本的に見直すこと、職務の負荷に応じため張りある給与とするための手当の充実や、新たな級の創設などを提案しています。今回の教職調整額の改善等はその一つの前進ですが、提言にも盛り込んだため張り付けについて、前述の大臣折衝合意に基づき、令和九年以降で検討措置をすべきです。

また、多様で質の高い人材確保のために、公明党が提案している教職に就いた者の在学中の奨学金返還免除について、学部段階でも実現すべきです。文科大臣に伺います。

学校における働き方改革の目的は、子供たち一人一人の特性や関心に応じた学びの実現にあります。公明党は、公教育の再生と、一人一人の子供に光を当て、自分らしく強みを発揮し輝いていく輝き教育を提言しています。そのための学習指導要領改訂に向けた専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの整備を一体的に進めていただきたい。総理に伺い、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 佐々木さやか議員の御質問にお答えいたします。

教師の職場環境についてのお尋ねをいただきました。

教師の魅力が高めるためには、御党の御提言でも御指摘いただいておりますとおり、負担を感じる業務の見直しが必要であり、業務の仕分を行った学校・教師が担う業務に係る三分類に基づく業

務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めますとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等時間を削減することが重要であると考えております。

本法案におきましては、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨を盛り込んでおり、徹底した働き方改革を確実に進めてまいります。

子供たちの特性や関心に応じた学びの実現についてでございます。

負担の大きな業務を縮減し、教師の本務である授業等に集中できるよう、教師の時間外在校等時間の削減を徹底して行つてまいります。

その上で、主体的で深い学びの実現や多様な子供たちに対応した教育課程の在り方について検討を深めてまいります。

教職員定数につきましては、昨年末の大臣合意に基づき、財源確保と併せて、指導、運営体制の充実を四年間で計画的に実施するとともに、令和八年度からの中学校三十五人学級への定数改善を行うことといたしており、必要な取組を進めてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)
○国務大臣あべ俊子君 佐々木議員にお答えいたします。

まず、学校における働き方改革についてお尋ねがありました。

学校における働き方改革は、教師の業務の縮減や効率化のほか、学校の指導、運営体制の充実など、様々な施策を総動員して取り組むことが必要です。

教職員定数については、令和七年度から今後四年間で計画的に改善を行うとともに、財源確保と併せて、令和八年度から中学校三十五人学級への定数改善を行つてまいります。

また、教員業務支援員については、令和七年度予算において全ての小中学校に配置が可能な予算を計上しており、今後、教職員定数の改善とともに、様々な支援スタッフの配置充実にも努め、時間外在校等時間の縮減に取り組んでまいります。次に、チーム学校についてお尋ねがありました。

学校における働き方改革の更なる加速化のためには、地域の関係者や多様な支援スタッフとの役割分担や連携、協働を通じて、御党から提言されている新しいチーム学校を実現することが重要であると認識してまいります。

そのため、文部科学省としては、支援スタッフの配置の充実に加え、教師が勤務状況等に、状態等について相談できる窓口の設置促進、保護者からの不当な要求に対して学校関係者が専門家に相談できる体制の構築や、セーフティプロモーションスクールの考え方を踏まえた学校安全推進体制の構築、スクールガード・リーダーの配置を中心とした通学時の安全確保の取組などに取り組んでおり、引き続き、好事例の発信や、教育委員会や学校の体制の充実に向けた必要な支援に取り組んでまいります。

次に、不登校児童生徒への支援についてお尋ねがありました。

令和五年度の小中学校における不登校児童の生徒数は約三十四万六千人と過去最多であり、極めて憂慮すべき状況が継続していると認識しております。

文部科学省としては、不登校対策について取りまとめたCOOLOプラン等を踏まえ、学びの

多様な学校の設置、運営の支援や校内教育支援センターの支援員の配置促進など、多様な学びの場の充実を含めた不登校児童生徒への支援に全力で取り組んでまいります。

次に、教職に就いた者への奨学金返還免除についてお尋ねがありました。

優れた教師人材を確保するため、文部科学省においては、今年度新たに教師になった者から、教職大学院等を修了し翌年度から正規採用となる者を対象に奨学金の返還支援を行うこととしており、まずはこの制度を着実に実施してまいります。

御指摘の学部段階も含めた奨学金返還支援の更なる充実については、大学院段階での取組により得られた成果を生かしつつ、過去の返還免除制度の廃止経緯、各教育委員会での教師人材確保の状況、高等教育段階の修学支援の動向なども踏まえながら検討してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君 金子道仁君。
(金子道仁君登壇、拍手)

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁です。会派を代表し、いわゆる給特法等の一部を改正する法律案について御質問いたします。

学校改革は職員室から、学校の雰囲気は職員室を見れば分かる。これは、私が尊敬する教育者であり、民間校長を務められた、活躍された衆議院議員の先生の言葉です。

今回の給特法の改正は、教員のなり手不足や若い教職の離職の増加、教員の過重労働など、教育現場の様々な課題の解決に向けて、教員の処遇改善と働き方改革、言い換えれば時間外勤務時間の削減を目指すものです。改革の方向性は我が党も理解するものですが、肝腎なことは、今回の改正により教員の働き方改革が具体的に進むことで

す。いかに全ての学校関係者が主体的にこの課題に取り組み、本改正に魂を入れることができるのかが問われています。タイムマネジメントの意識が乏しいと言われる学校文化を変え、学校全体、そして先生方一人一人のライフ・ワーク・パランスの実現をし、先生方が時間的にも精神的にもゆとりを持って児童生徒と向き合うことができる、本改正を通じてそのような職場環境に少しでも近づくことを願つて、質問いたします。

まず、石破総理に御意見を伺います。

子供たちの取り巻く環境は我々が子供の時代とは大きく異なり、AI、人工知能の役割が急速に拡大する中で、知識の詰め込みを重視し、それらを正しく理解することに重点が置かれてきた教育は変化を遂げてきています。また、子供たちはオンライン、オンデマンドで興味のある事柄を自ら選択できる環境で育つ中、情報伝達の在り方や学校教育の在り方の変化から、一斉授業方式から個人を尊重した授業への変化が求められています。

このような社会環境の変化の中で、令和の学校教育の在り方、そして先生、教師の役割についてどのようにお考えでしょうか。

社会環境の変化と子供の学ぶ姿勢の変化をしっかり把握して、子供たちの個別最適な学びを広げることが非常に重要だと考えます。教師の役割について、このように時代に応じて変化するべき部分があると思いますが、同時に、常に変わらない、変えてはいけない教師の役割は何だと考えますか。

続いて、法案の内容について質問いたします。法案の内容は、あべ文科大臣に伺います。

今回の法改正における働き方改革の中心施策は、教員の業務量の適切な管理と健康、福祉を確保するための措置を実施するための計画を教育委員会が策定、公表し、計画の実施状況の公表を義

務付けることです。この方向性は理解しますが、これまでも現場ではこうした計画の策定は当然行われてきたと考えられ、働き方改革の方策としては刷新感に乏しい印象です。

実効性の向上のためにはこの計画内容をしっかりと作り込むことが不可欠ですが、まず、この計画の主眼である教員の業務量は具体的にどのような項目を想定しておられますか。また、各項目をどのように定量的に測定し、管理するのでしょうか。また、政府は、この計画のひな形を作成し、各教育委員会に示すということですが、いつ頃どのようなひな形を示す予定でしょうか。

業務量の把握については、各教師の担当業務や学校の状況等が様々であることから、統一的には在校等時間で把握することが適当、適切との政府答弁がありました。教員の職務の特殊性から生じる多様な業務については、むしろ項目別に丁寧な定量的管理が必要と考えます。

以下、幾つかの主な項目について質問します。まず、補教についてです。

補教とは、教員が急に休んだり出張したりする際、他の教員が代わりに授業を行うことです。その時間が空きこまとなつていて教員が引き受けませんが、授業準備等の必要な時間が減り、その結果、時間外勤務時間の増加につながります。いわゆる定額働かせ放題と批判される内容の一つです。この補教について、しっかりと業務量を把握すべきではないでしょうか。

次に、部活動についてです。

部活動の地域移行が進む中、教員の部活動との関わり方は地域、学校、教師ごとに異なる状況が生じています。部活動指導に携わる教員の業務量も個別に定量的な把握を行うべきではないでしょうか。

地域クラブの指導方針と学校教育理念とのそご、また指導員のDBS対応など新たな課題も生

じる一方、部活動の教育的意義を理解し、指導を希望する教員もおられる中、部活動の地域移行は画一的に進めるべきではないと考えます。教員の副業規定を見直して副業の自由を拡大し、希望する教員は部活動指導を引き続き行う、そして部活動は副業として正当な対価を支払う、このような改革が必要ではないでしょうか。お伺いします。

昨今の保護者対応の増加は、教員の時間的、精神的負担の増加につながっています。こうした保護者対応は、関係者の納得を得るまで継続され、著しく長い時間を要することが多いですが、保護者対応についても個別に業務量を把握すべきではないでしょうか。

また、学級担任が保護者と対峙する構造をなくし、教員の負担軽減と問題解決の専門化、迅速化、円滑化を図るため、元校長等の人材を活用して専門対応チームを学校外、例えば教育委員会あるいは首長部局に配置したり、スクールロイヤーの活用を推進するのはいかがでしょうか。

学校行事が土日や祝日に設定された場合、代休を取得する必要がありますが、この代休取得は八週間以内に取得する旨を規定する場合が多く、結局代休が取れない教員が多くおられると伺っています。休日の出勤数及び代休取得率についても把握すべきではないでしょうか。そして、しっかりと代休が取得できない状況を見過ぎず、他の公務員とのバランスを考えて、代休取得の有効期間を延長するなど、代休取得率向上に向けた対策も御検討ください。

以上、主な四項目の業務量把握について質問いたしました。

政府が考える在校等時間の管理による業務管理の統一的な把握と同時に、各項目ごとの丁寧な業務量の把握のために、我が党は改正案附則第五条を提案させていただきます。第五条は、学校全体のライフ・ワーク・バランスを実現するため、業務管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、必要な措置を講ずるとしています。この必要な措置の具体的な内容は何でしょうか。

我が党は、この必要な措置として、人事評価表の改善を提案しています。具体的には、各教員が毎年記載、報告し、管理職が内容を確認する人事評価表にライフ・ワーク・バランス欄を追加し、その中で具体的な補教時間や保護者対応、突発事項への対応や同僚へのサポートなどを定量的に報告し、それを管理職が把握、評価するという仕組みです。学校現場に労務管理という意識を一層定着させ、学校全体及び教員一人一人のライフ・ワーク・バランスの実現を目指すこの提案について、文科大臣の見解を求めます。

ここからは、石破総理にお伺いします。

〔内閣総理大臣(石破茂君登壇、拍手)〕
○内閣総理大臣(石破茂君) 金子道仁議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育の在り方と教師の役割についてのお尋ねであります。そしてまた、常に変わらない、変えてはいけない教師の役割は何だと考えるかという、大変難しい御質問を頂戴をいたしました。

正解のない時代に、自らの問題を探究し、他者と協調しながら、自ら考え、自由に人生を設計し、飛躍していける能力の育成に、学校教育や教師の皆さん方が大きな役割を果たしていただくことを期待をいたしております。

教育内容や教育環境が時代とともに変化していったとしても、教師が子供一人一人の能力を最大化するために中核的な役割を担うことは常に変わりません。

その上で、知識や能力だけではなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切にし、行動する力を有した人材を、学校だけではなく自治体や地域の人々が一体となつて考え、参画して育てていくことが必要であるというふうに考えておるところでございますが、その根底にありますものは、恐らく子供たちに対する限らない愛情だと思います。そして、正確な知識だと思っております。

限らない愛情を持って、そして正確な知識を伝えていくということは変わってはならないものでございまして、それは単なる優しさではなくて、たとえ反発を受けることがあっても、使命感、信念、愛情に基づいて厳しい指導というものを行う、そういうこともあつてしかるべきではないだろうか。もちろん、働き方改革の趣旨というのは十二分に踏まえた上で、そういうようなことは変わってはならないのではないかと私は個人的に考えておるところでございます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

教師の働き方に応じた処遇についてでございます。

御指摘のように、頑張っておられる教師の業績につきまして、地方公務員法に基づく人事評価制度を通じて勤勉手などに適切に反映されるべきものと考えております。

人事評価の基準及び方法などにつきましては任命権者が定めることとされておりますが、教師の業績が適切に把握され、評価が適正になされますように取り組んでまいりたいと考えております。残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)
○国務大臣(あべ俊子君) 金子議員にお答えいたします。

まず、教師の業務量の測定、管理の具体的な方法についてお尋ねがありました。

個別の業務ごとにその時間を把握することは、これ自体が教師にとって負担となることから、教育委員会に求めることは想定していませんが、教師の業務量については、文部科学大臣が定めた指針において、教師の在校等時間を客観的な方法で把握、管理するよう求めています。

この中で、校長等が各教師の業務の状況を把握し、その改善につなげていくことが重要であり、今回の法案に規定する仕組みを通じて、教師の業務量の削減を図ってまいります。

次に、計画のひな形についてお尋ねがありました。

本法案で定める計画策定に関して、教育委員会の参考となるような計画のひな形をお示しする予定ですが、学校・教師が担う業務に係る三分類の内容など計画に盛り込むべき事項を検討した上で、これを踏まえて計画のひな形を作成し、可能な限り早期にお示しできるよう取り組んでまいります。

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

ます。

次に、教師の副業についてお尋ねがありました。

教育公務員の兼職、兼業については、法律の規定により、教育委員会が認めた場合には、報酬を受けながら兼職、兼業を行うことが可能です。

部活動を地域展開した地域クラブ活動において指導に携わることを希望する教師については、兼職、兼業により地域クラブ指導者として従事することも可能であり、そうした場合には、別途、報酬を得ることも可能です。

文部科学省としては、先般取りまとめられた有識者会議の提言も踏まえながら、地域の実情に応じた部活動の地域展開等を全国的に推進してまいります。

次に、保護者対応についてお尋ねがありました。

保護者などから過剰な苦情や不当な要求などの対応が教師の負担となっていることは認識しております。

このため、文部科学省では、こうした事案への対応に当たり、学校管理職OBなどと連携した行政による支援体制の構築に向けたモデル事業を実施しています。また、スクールロイヤーの配置充実のため、法務相談体制の構築に向けた手引きの作成などの取組も行っています。

次に、休日出勤及び代休取得の把握についてお尋ねがありました。

地方公務員である公立学校の教師の勤務条件は各自自治体の条例等で定められており、公立学校の教師が学校行事などで週休日や休日に勤務を命じられた日数は、学校等において把握されているものと認識しております。こうした休日等の勤務に対する代休は確実に取られる必要があり、その状況についても適切に把握されるべきものと認識しております。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ております。

次に、附則第五条及び人事評価についてお尋ねがありました。

衆議院における法案修正では、附則第五条において、教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が規定されたものと承知しております。

国会で行われた修正について政府の立場からの答弁は控えさせていただきますが、教師のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、人事評価制度を活用することも一つの方策であると考えられます。

人事評価の基準及び方法などについては任命権者が定めることとされておりますが、教師の業績の把握がなされ、適切に評価されるよう取り組んでまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 伊藤孝恵君。

(伊藤孝恵君登壇、拍手)

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

私は、会派を代表し、冒頭、総理に伺います。米は買ったことがない、売るほどある。この発言が農水大臣を辞表提出に至らしめるほどの力があるのとつきに感じなかったのであれば、総理には、我が国に立ち込める政治不信や、スーパーの店頭で物価高騰に吐息する国民の顔が見えていないと言わざるを得ません。

江藤農水大臣の事実上の更迭理由及び、一時は厳重注意で続投を決めた判断とのそこについて御説明ください。

次に、ただいま議題となりました法律案について、令和元年の給特法改正に対する評価から伺います。

当時、萩生田文科大臣は、長時間労働で疲弊する学校現場に向け、これは言わば応急処置として、勤務時間かどうかを超えて、校務に従事している時間を在校等時間と位置付け、まずは時間外の在校等時間を月四十五時間、年三百六十時間という上限をターゲットとして、縮減する仕組みを提案したと述べられ、法改正後に指針を策定されました。

しかし、令和四年度、文科省が行った教員勤務実態調査に基づく推計によれば、時間外在校等時間が月四十五時間を超える割合は、小学校で六割強、中学校で八割弱に上っています。結局、大半の教員が長時間労働を続けています。

それどころか、五年半前より事態は悪化しており、精神疾患による病気休職者は令和五年度に七千百十九人と過去最多を更新しました。公立学校の教員採用倍率も低下傾向に歯止めが掛からず、令和六年度の小学校の倍率は過去最低の二・二倍です。こうした実態を踏まえたとき、果たして令和元年改正は応急処置として適切だったと言えるのか、総理の見解を伺います。

また、萩生田大臣は、処遇に関しても、抜本的な見直しをして、教員の皆さんが誇りを持って仕事をできる環境をしっかりとつくりたいと答弁されました。伴って、参議院文教科学委員会の附帯決議では、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしました。

しかし、今回、政府提出の改正案による教職調整額は、令和八年度から段階的に一%ずつ引き上げ、一〇%に到達するのは六年後の令和十三年だといえます。余りに貧弱かつ危機感が感じられない内容です。総理は、今回の改正案をもって抜本

的な見直しと捉えているのか、誇りを持って仕事ができる環境をつくることができたとお考えになっているのか、伺います。

あわせて、教員の長時間労働の解消には給特法の廃止を含む見直しが必要と考えますが、先行する国立附属学校の評価と併せて総理の見解を伺います。

ところで、本日にそれは先生の仕事ですか。学校における働き方改革を進めるには、私たちはこの問いを幾度も重ねていかねばなりません。

校内清掃や部活動、学校給食費や教材費が未納の保護者に対して電話や文書で督促し、時に家庭訪問までして徴収、管理する。総理、本日にそれは先生の仕事ですか。

小中学校のいじめの認知件数は、二〇二三年、七十一万一千六百三十三件になりました。およそ十年で四・一倍、暴力行為の発生件数は十万三千六百二十六件で二・二倍です。教室の中にいる被害者と加害者、双方の学ぶ権利を守り、主張が食い違う保護者の敵対を解消するための専門的な介入をする。総理、本日にそれは先生の仕事ですか。

日本語指導が必要な児童生徒数は六万二千九十九人、およそ十年で一・八倍。ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語。年々多様化する言語に対し、日本語指導アドバイザーや母語支援員の確保が追いつかない中で、母文化を尊重した教育と保護者対応が求められる。総理、本日にそれは先生の仕事ですか。

不登校児童生徒数は三十四万六千四百八十二人、およそ十年で二・八倍。特別支援学級に在籍する児童生徒数は三十六万八千八百四十七人で二倍。通級による指導を受けている児童生徒数は十九万六千二百八十八人で二・三倍を超える中、変わり行く学校現場の課題に対応しようと過去十年で施行された学校や教職員に対する新たな義務又

は努力義務を課した法律は、議員立法十四本、閣法六本の計二十本です。

教員が、授業準備や児童生徒との対話ではなく、国や教育委員会、自治体等からの調査書の記入に多くの時間を割かれる。総理、本日にそれは先生の仕事ですか。

OECDの国際教員指導環境調査によれば、日本の先生の最大のストレスは、事務的な業務が多過ぎること、次に保護者の懸念に対処することであり、いずれも調査参加国の平均を大きく上回っています。

カナダでは二〇一二年から、ドイツでは二〇一五年からワニン・ワンアウトが導入され、行政手続を一つ増やすなら一つ減らすことが法令上義務化されています。アメリカでは二〇一七年からワニン・ツーアウトです。

総理に伺います。学校における教員の事務作業や、学習指導要領、生徒指導要領の改訂時にはワニン・ツーアウトを導入すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

加えて、イギリスでは、一九九八年及び二〇〇三年に政府が、教師が請け負うべきでない仕事の一覧、例えば、生徒や保護者からの集金や大量の印刷、出欠管理、試験監督やICTのトラブル対応などを明示し、教師は授業や学習に集中できるようサポートを受けるべきであり、専門知識を擁していない事務を教師に求めることは不適切であると原則化をしました。二〇二三年には、さらに、給食時の対応や医療同意アンケートの管理、保護者や生徒への過大な情報共有、いわく、生徒からのハラスメントやモンスターペアレント対応も教師の仕事ではないと通知をしました。働き方改革がいつまでたっても実現しない日本との差は、政府の本気度にはかなりません。

文部科学省は、従来、学校や教師が担ってきた業務について、基本的には学校以外が担うべき業

務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の三分類に基づき見直しを図ってきましたが、教育委員会による取組の実施率が五割を超えたのは、三分類十四項目のうち半数以下の六項目にとどまっています。

二〇一九年に三分類が策定されてから既に六年が経過しています。業務の見直しが十分に進まない理由と、三分類の再検討と厳格化の必要性について、総理の認識をお聞かせください。また、イギリスの例に倣い、我が国においても文科省が教師が請け負うべきでない仕事の具体例を明示、通知するとともに、これらの業務を代わりに担う人材と予算を国の責任で確保していく必要があると考えますが、総理の見解を伺います。

まずは、学校だけでは解決が難しい事案について行政が保護者等から直接相談を受けるなど、新たな支援体制の構築を指針に位置付けるのが第一歩と考えますが、総理の見解をお聞かせください。

本法案では、教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画等の策定と公表などが義務付けられましたが、民間では昨今、女性管理職比率や男性育休取得率など、人的資本の情報開示により、自社の透明性や信頼性を高めることで投資を呼び込み、採用につなげています。

今後、学校現場に人材を招き入れたいのであれば、自治体の標準職務表を共通フォーマットで作成し、教員一人当たりの持ち授業時数の上限を設定し、もちろん校務DXを推進した上で、教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員や部活動指導員など、専門スタッフの配置を拡充していく必要があります。それに加えて、育休や介護休の取得率や勤務間インターバルの導入状況などを公表する、そこまでやって初めて民間と競争できるスタート

ラインに立てるのではないのでしょうか。総理の御所見を伺います。

就職氷河期の採用についても伺います。

就職氷河期世代が大学を卒業した西暦二〇〇〇年前後は、教員採用試験倍率が著しく高く、教員免許を取得したものの教員になれなかった者が数多くいます。私もその一人です。社会の理不尽や様々な職業を経験した氷河期世代は、子供たちに語りかける言葉を数多く有しています。

総理は、先月二十五日に開催した第一回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議において、就職氷河期世代を教員として積極的に採用するための検討を指示されたこと承知をしています。いつまでに検討を終え、どの程度の採用が可能と考えているのか、教えてください。

最後に、これまでの政治や行政、地域社会や保護者、もしかしたら教員自身も、一人の先生に対し余りにも多くのことを求め過ぎていたのではないのでしょうか。ところで、本日にそれは先生の仕事ですか。

内省と提案の参議院での審議を、今日も日本中の学びや子供たちに伴走する先生方に届けることを自誓して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 伊藤孝忠議員の御質問にお答えいたします。

江藤農林水産大臣の任命責任についてのお尋ねをいただきました。

米価の高止まりなど農林水産行政の課題が山積する中、その解決に向け、今まさに全力を挙げるときであり、江藤大臣には、国民の皆様の御理解が得られるよう職務に邁進してもらいたいと考えておりました。発言は、消費者の方にも生産者の方にも本心に申し訳のないことだと私自身思っております。

あわせまして、今の米の高騰というものが一過性のものではなくて、構造的にいろんな問題が重層しておるものではないかという考えもございいます。そういうような観点からも、大臣には、国民の皆様方の御理解、十分な反省とおわびの上で御理解が得られ、そして職務に邁進してもらいたいと考えておりました。

本日、大臣から、自らの発言により課題が山積する農林水産行政の遂行に悪影響を与えたくない、という理由で職を辞したいとの申出がございました。これを了としたものでございます。

私といたしまして、国民生活を最優先に、農林水産行政の重要課題の解決に停滞があつてはならないという観点から、これを認めることといたしました。

任命責任は私でございます。これを重く受け止めて、国民の皆様方に深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございません。内閣として、一層の緊張感を持って政権の課題に当たってまいりたいと考えておる次第でございます。

令和元年の給特法改正に対する評価についてでございますが、この改正は、当時の給特法の仕組みが教師の長時間勤務の歯止めになつていなかったという状況を踏まえまして、国が、時間外在校等時間の上限を含め教師の業務量を適切に管理するため、法律に基づく指針を定めることなどを内容としたものでございます。

この改正により、ICTの活用などにより教師の在校等時間の状況を客観的に把握する取組が進んだものの、伊藤委員御指摘いただきましたように、依然として時間外在校等時間が長い教師が多い状況にございます。働き方改革の更なる加速化のための仕組みを構築する必要性が高まっていると、このような認識を持つておるところでございます。

給特法の抜本的な見直しについてでございますが、今回の法案は、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、給与面と併せて徹底した働き方改革を進め、教師の処遇改善を図るものでございます。

給特法につきましては、様々な議論があることを承知しておりますが、国立大学附属学校の事例もよく研究をしながら、まずは、時間外在校等時間が月二十時間程度に達するまでに幅広い観点から諸課題の整理を行うことといたしております。

教師の仕事についてであります。御指摘いただきました校内清掃、部活動、調査への回答は必ずしも教師が担う必要のない業務、学校徴収金の徴収、管理は学校以外が担うべき業務、いじめや日本語指導の面で支援が必要な児童生徒への教育は専門スタッフの連携協力も得ながら教師が取り組む業務と考えております。

学校の業務削減についてでございますが、今回の法案では、教育委員会が教師の業務量の管理等に係る計画を策定するとともに、学校が学校評価に基づき運営改善を図る場合にはこの計画に適合したものとすることとしたしており、学校や教師の業務が過度に積み上がることがないように国として求めてまいります。教育課程の在り方につきましても、学校や教師に過度な負担が生じることがないように努めてまいります。

教師の業務の見直しについてでございます。業務の仕分を行った学校・教師が担う業務に係る三分類を給特法に基づく指針の中に位置付けを与えることとし、三分類に基づく業務の更なる精選、見直しを徹底いたしてまいります。保護者等からの不当な要求など、教師のみでは解決が難しい事案につきまして、教育委員会や首長部局等と連携をした支援体制の構築に取り組む

ことといたします。

働き方改革の実施とその可視化についてでございますが、教師の魅力を高めるためには、教師のやりがい小さく負担の大きい業務を見直し、働き方改革を確実に進めることが必要であります。業務の仕分を行った学校・教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化、これらを進めてまいりますとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等時間を削減をいたしてまいります。

今回の法案におきまして、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込んでおり、各教育委員会等の取組状況を見える化しながら徹底した働き方改革を進め、教師の処遇改善を図ってまいります。

水河期世代の採用についてでございます。教師の任命権者は各自自治体でございますことから、採用数をお答えすることは困難であります。が、教師の年齢構成を平準化する観点からも、就職水河期世代の方々に教職に就いていただくことは意義があるものと考えております。

これまで政府といたしましては、各自自治体による社会人等の採用のための特別な選考の実施の促進、社会人等が教職に関心を持っていただけのようなオンデマンド研修教材の開発などに取り組んでまいりました。

先月二十五日の関係閣僚会議についての御指摘をいただきましたが、この会議におきましては就職水河期世代の積極的な採用に向けた検討を指示したところであり、引き続き確保に取り組んでまいります。以上でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 吉良よし子君。

(吉良よし子君登壇、拍手)

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

私は、会派を代表し、公立教員給与特別措置法改定案について、総理に質問をします。

学校の教員の忙しさが止まりません。私たち教員は毎日心をすり減らして命を削つて子供たちのために働いています。この四月に転動した小学校では三十人の中学年の担任を一人でしています。支援員さんも学生ボランティアさんいません、一人一人を大切にしたいんです。けれど本当に限界があるんです。朝の四時には目が覚めて持ち帰った大量の学級事務を毎日必死でこなしています。日曜日に休日出勤したら九人も仕事に職場に先生たちが来ていました、一体、国はいつまで私たち教員の使命感とか情熱に甘えて長時間労働に目をつぶり続けるのでしょうか、いかげんにしてほしい。学校現場の教員の皆さんから悲鳴のような訴えが上がっています。

果たして、今回の法案は、この現場からの悲鳴に応えるものになっているのか。教員の長時間労働を根本から是正するものになっているのか。総理の認識をお答えください。

本法案は、教員の処遇改善として、現行、基本給の四％とされている教職調整額を来年から毎年一％ずつ、六年掛けて一〇％に引き上げるものです。

しかし、調整額を上げるだけでは、現行の残業代を支払わない働かせ放題の枠組みは変わりません。衆議院での五党による修正でもその枠組みは温存されたままになっていますが、働かせ放題の枠組みを温存し、調整額だけ上げること、むしろ給与の上がつた分働いて長時間労働が固定化され、更に助長されるではありませんか。必要なのは、残業代不払という制度そのものの見直しです。

残業代制度は、長時間労働を抑え、人間らしく働くための世界共通のルールです。それなのに、教職調整額の支給と引換えに公立学校教員を労働基準法の残業代制度の適用から外したことは、余りにも不合理です。既に国立学校や私立学校の教員には残業代を支払う制度があります。残業代を支払わず、コスト意識ゼロで教員の仕事を次々に増やし、長時間勤務を蔓延させてきたことを反省し、公立学校の教員にも働いた分の残業代を支払う制度を適用すべきではありませんか。お答えください。

さらに、今回の調整額の引上げが本当に処遇改善と言えるのかも疑問です。

教職調整額を六年掛けて一%ずつ引き上げる一方で、特別支援学校、特別支援学級の教員の給料に上乗せされていた調整額の引下げなど、他の教員手当の見直し、削減も行うもので、全体として給与の増額は僅かなものになりかねません。

特別支援学校、支援学級を直接担当している教員の皆さんは、障害に応じた様々な専門知識を基に、まさに命懸けで日々の教育活動に携わっています。その調整額を引き下げるとは、障害のある子供たちの教育の充実に背を向け、責任を果たそうとしない政府の姿勢の表れそのものではありませんか。特別支援学校や支援学級の調整額引下げなど、他の手当の引下げは改めるべきではありませんか。

本法案では、新たに主務教諭を創設し、職務と責任に見合った処遇にするといえます。衆議院でも頑張っている先生を評価せよということがしきりに議論されていましたが、現場はみんなが頑張っている、競争させなければ頑張らないという思い込みはやめてほしいと教員の皆さんが訴えています。

学校現場、子供たちの教育にとって大切な

は、同僚性が発揮される教職員の共同です。人事評価や管理を一層強化し、学校現場の階層化を進めることではありません。教員の同僚性を壊し、共同を困難にする新たな職、主務教諭の創設はやるべきではありませんか。

何より、教員の長時間労働の実態を、国が正確に把握し続けるべきです。衆議院の五党による修正で、教員の勤務の状況について調査を行う旨規定されましたが、それは勤務実態調査を継続するということですか。

教育委員会による在校等時間の把握では、現場の実態から余りに乖離をしています。今や当たり前のように発生している持ち帰り残業や、休憩時間がどれだけ取れているかの把握ができていません。教員の労働実態の正確な把握を続けるためには、国として勤務実態調査を引き続き継続的に行うべきではありませんか。

そもそも文科省は、公立学校の教員の時間外勤務を労働時間と認めていません。衆議院では、公立学校教員の時間外勤務について、労働基準法上の労働時間には該当しないと繰り返されました。こうした文科省の答弁に、心がえぐられるよう、憤りも感じますと、現場教員から怒りの声が上がっています。労働基準法にも給特法にもなかった在在校等時間などというおおよそ理解ができない時間管理などではなく、教員が業務として行っている時間外勤務は労働時間と位置付けるべきではないですか。

本法案で、教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を義務付け、時間短縮の目に見える成果を求めるといいますが、これはむしろ、校長が管理職による退勤の強要や時短ハラスメント、教職員の持ち帰り業務の増加を招くことになりませんか。結果として、把握も管理もされない残業が増えるなど、長時間労働の実態を隠す

行為を助長することになりませんか。お答えください。

深刻な長時間労働をなくすためには、一人当たりの業務量を削減し、抜本的に教員を増やすことが必要です。

勤務実態調査で明らかになったのは、授業をするだけで勤務時間のほとんどが終わってしまうということです。小学校では、一日五コマ、六コマが当たり前です。一日に六コマの授業を行い、休憩時間を法律どおりに取れば、授業準備などに充てられる時間は定時の退勤までに僅かしか残りません。持ちこま数を一日四コマ以下に削減すれば、授業と休憩等で四時間、残り四時間を授業準備その他の校務に充てる、一日八時間労働が可能になります。定数を増やすことにもつながります。

衆議院での修正では、政府の取り組むべき措置として、教員一人当たりの担当する授業時数の削減と、義務標準法の教職員定数の標準の改定が明記されました。それはつまり、教員一人当たりの授業の持ちこま数の上限を設け、加配での増員ではなく、義務標準法での算出比率である乗する数の改善など、基礎定数により教員定数を抜本的に増員することです。

あわせて、今や教員にも子供たちにも負担となっている年間授業時数そのものも減らしていくべきではないですか。第七次で止まってしまっている定数改善計画を復活させて、教員定数を計画をもって改善すべきではありませんか。お答えください。

時間外勤務を労働時間と認め公立教員にも残業代を支払うこと、抜本的に教員定数を増員することなしに危機的な教員の長時間労働はなくせないということを申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(石破茂君登壇、拍手)〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 吉良よし子議員の御質問にお答えを申し上げます。

長時間労働は正ににおける本法案の実効性についてでございます。

教師の負担軽減を図る観点から、業務の仕分を行った学校・教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めますとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校時間を削減をいたしてまいります。

今回の法案は、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、働き方改革の更なる加速化のための仕組みを構築するものでございます。

給特法の見直しについてでございます。

教師の時間外在校等時間を抜本的に削減することなしに教職調整額や残業代が支給されたとしても、教師のやりがいや負担感は十分に改善されないものと考えております。優先すべきことは徹底した働き方改革を着実に進めることであって、今回の法案は、そのために、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込んでおるところでございます。

給特法につきましては様々な御議論があることを承知しておりますが、まずは、時間外在校等時間が月二十時間程度に達するまでに幅広い観点からの諸課題の整理を行うことといたしております。

給料の調整額についてでございます。

今般の教師の処遇改善は、教職調整額の引上げに加え、教師の職務や勤務の困難性に応じた処遇の実現を図ることといたしております。

特別支援教育に携わる教師に給料の調整額を支給いたしておりますが、近年、通常の学級にも特別支援教育の対象となる児童生徒が増加をし、全ての教師が特別支援教育に関わることが必要となつていくことから、一部見直すことといたしております。給料の調整額は見直しますが、教職調整額の引上げにより、特別支援教育に携わっている教師個人の給与水準は毎年度引き上がるようになります。

主務教諭の創設についてでございますが、今回の法案に規定する主務教諭は、特別支援教育、情報教育、防災・安全教育など、学校で組織的に対応すべき横断的な教育活動について、教職員間の核となつて総合的に調整する役割を担うものでございます。

主務教諭の創設により、学校が抱える課題等に組織的、機動的に対応し、業務をより効率的に行うことが可能になるとともに、教職員間の連携、協働が進むことにもつながると、このように考えております。

教師の勤務状況の把握についてのお尋ねをいただいております。

教師の勤務の状況につきましては、現在、全国の教育委員会におきまして、ICTの活用等により教師の在校等時間の状況を客観的に把握する取組が進んでおりますことから、今後は、毎年度、教育委員会を対象とする調査を通じて把握することとしております。

学校における働き方改革において大事なことは、これまで学校、教師が担ってきた業務の仕分等を行い、業務量を削減していくこととございます。校長や教育委員会は、把握した状況を踏まえて業務の改善のための措置を講ずることが重要であり、持ち帰り業務は行わないことも含めて、こうした趣旨を徹底をいたしてまいります。

教職員定数についてのお尋ねです。

教師の時間外在校等時間を抜本的に削減することなしに定数改善を進めても、やりがい小さくて負担感の大きい教師が増加しかねません。優先すべきことは徹底した働き方改革を着実に進めることであり、国会で行われた法案修正について政府の立場からの答弁は控えさせていただきますが、教職員定数につきましては、昨年末の大臣合意に基づき、財源確保と併せて、持ち授業時数の軽減にも資する指導、運営体制の充実を四年間で計画的に実施するとともに、令和八年度からの中学校三十五人学級への定数改善を行うことといたしており、必要な取組を進めてまいります。標準授業時数につきましては、次期学習指導要領に向けた検討におきまして、各教科の標準授業時数の柔軟な運用など、働き方改革に資するような教育課程の改善の方策が議論をされていると、このように承知をいたしておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これにて質疑は終了いたしました。

○議長 関口昌一君 この際、日程第一を次会に延期いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。

○議長 関口昌一君 日程第二 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長宮崎勝君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔宮崎勝君登壇、拍手〕

○宮崎勝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今後のNTTグループの在り方、将来にわたつてのユニバーサルサービス確保の見通し、本法律案が公正競争に与える影響、通信事業者に対する外資規制の考え方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもちて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五

賛成 二百

反対 三十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長滝沢求君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔滝沢求君登壇、拍手〕

○滝沢求君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定、いわゆるACSAに係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、自衛隊の人的基盤の強化策、組織改編の意義、ACSAに関する共通規定化の経緯等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対、沖縄の風の伊波委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十七

反対

十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
関口 昌一君	長浜 博行君	伊藤 岳君	吉良よし子君
		仁比 聡平君	青島 健太君
		大門実紀史君	柳ヶ瀬裕文君
		岩渕 友君	山添 拓君
		串田 誠一君	紙 智子君
		井上 哲士君	倉林 明子君
		高木かおり君	山下 芳生君
		小池 晃君	猪瀬 直樹君
		山口 和之君	石井 苗子君
		柴田 巧君	金子 道仁君
		竹内 真二君	松野 明美君
		高橋 次郎君	窪田 哲也君
		中条きよし君	安江 伸夫君
		高橋 光男君	嘉田由紀子君
		下野 六太君	塩田 博昭君
		藤巻 健史君	三浦 信祐君
		宮崎 勝君	佐々木さやか君
		片山 大介君	河野 義博君
		杉 久武君	矢倉 克夫君
		石井 章君	平木 大作君
		新妻 秀規君	豊田 俊郎君
		浅田 均君	上田 勇君
		若松 謙維君	横山 信一君
		松沢 成文君	山本 博司君
		里見 隆治君	伊藤 孝江君
		秋野 公造君	滝波 宏文君
		竹谷とし子君	石川 博崇君
		谷合 正明君	西田 実仁君
		山口那津男君	青木 一彦君
		山本佐知子君	吉井 章君
		友納 理緒君	長谷川英晴君

寺田 静君	生稻 晃子君	松山 政司君	武見 敬三君
加藤 明良君	小林 一大君	山本 順三君	末松 信介君
今井絵理子君	赤松 健君	高良 鉄美君	齊藤健一郎君
白坂 亜紀君	小川 克巳君	伊波 洋一君	浜田 聡君
三浦 靖君	岩本 剛人君	平山佐知子君	藤井 一博君
加田 裕之君	船橋 利実君	永井 学君	古庄 玄知君
比嘉奈津美君	山田 太郎君	臼井 正一君	越智 俊之君
松川 るい君	長峯 誠君	梶原 大介君	神谷 政幸君
羽生田 俊君	堀井 巖君	佐藤 啓君	小野田紀美君
舞立 昇治君	堂故 茂君	朝日健太郎君	青山 繁晴君
柘植 芳文君	滝沢 求君	山下 雄平君	吉川ゆうみ君
酒井 庸行君	阿達 雅志君	山田 宏君	和田 政宗君
松下 新平君	野村 哲郎君	石田 昌宏君	石井 正弘君
猪口 邦子君	佐藤 信秋君	赤池 誠章君	江島 潔君
長谷川 岳君	古賀友一郎君	片山さつき君	西田 昌司君
中田 宏君	山谷えり子君	森 まさこ君	山田 俊男君
野上浩太郎君	尾辻 秀久君	浅尾慶一郎君	上野 通子君
三原じゅん子君	大島九州男君	有村 治子君	宮沢 洋一君
神谷 宗幣君	宮口 治子君	鶴保 庸介君	櫻井 充君
梅村みずほ君	鈴木 宗男君	山崎 正昭君	衛藤 晟一君
山本 太郎君	ながえ孝子君	山東 昭子君	奥村 政佳君
大野 泰正君	若林 洋平君	大椿ゆうこ君	村田 享子君
田中 昌史君	清水 真人君	三上 えり君	水野 素子君
山本 啓介君	本田 顕子君	高木 真理君	古賀 千景君
高橋はるみ君	藤木 眞也君	柴 慎一君	横沢 高德君
宮崎 雅夫君	進藤金日子君	塩村あやか君	羽田 次郎君
星 北斗君	こやり隆史君	田島麻衣子君	岸 真紀子君
三宅 伸吾君	森屋 宏君	石垣のりこ君	石川 大我君
宮本 周司君	馬場 成志君	井上 義行君	小沢 雅仁君
上月 良祐君	太田 房江君	勝部 賢志君	木戸口英司君
北村 経夫君	佐藤 正久君	小西 洋之君	杉尾 秀哉君
大家 敏志君	石井 準一君	熊谷 裕人君	徳永 エリ君
牧野たかお君	藤川 政人君	渡辺 猛之君	吉川 沙織君
磯崎 仁彦君	岡田 直樹君	斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君
古川 俊治君			

中西 祐介君	川田 龍平君	議長の報告事項	塩田 博昭君	新妻 秀規君	消費者問題に関する特別委員
牧山ひろえ君	田名部匡代君	去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	三浦 信祐君	秋野 公造君	辞任 宮本 周司君 補欠 越智 俊之君
水岡 俊一君	橋本 聖子君	総務委員	嘉田由紀子君	柳ヶ瀬裕文君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
青木 愛君	辻元 清美君	辞任	田村 まみ君	浜野 喜史君	議院運営委員会
福山 哲郎君	福島みずほ君	法務委員	山本 太郎君	大島九州男君	理事 石橋 通宏君 (石橋通宏君の補欠)
堂込麻紀子君	竹詰 仁君	辞任	西田 実仁君	補欠	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
鬼木 誠君	田村 まみ君	神谷 政幸君	補欠	酒井 庸行君	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(閣法第五九号)
芳賀 道也君	小沼 巧君	藤井 一博君	山東 昭子君	岩本 剛人君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。
磯崎 哲史君	浜口 誠君	福岡 資麿君	福岡 資麿君	若松 謙維君	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(閣法第二九号)
打越さく良君	森屋 隆君	福島みずほ君	福島みずほ君	佐々木さやか君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
浜野 喜史君	上田 清司君	補欠	山口那津男君	青島 健太君	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案
古賀 之士君	森本 真治君	補欠	山口那津男君	石井 苗子君	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
川合 孝典君	伊藤 孝恵君	補欠	三原じゅん子君	上田 清司君	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
野田 国義君	広田 一君	補欠	補欠	倉林 明子君	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
榛葉賀津也君	舟山 康江君	補欠	補欠	仁比 聡平君	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案
天畠 大輔君	船後 靖彦君	補欠	補欠	山本 太郎君	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案
内閣総理大臣	石破 茂君	辞任	補欠	補欠	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案
内閣総務大臣	村上誠一郎君	山東 昭子君	補欠	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。
文部科学大臣	あべ 俊子君	西田 実仁君	神谷 政幸君	補欠	伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策に関する質問主意書(吉良よし子君提出)(第一二〇号)
防衛大臣	中谷 元君	辞任	塩田 博昭君	補欠	
内閣官房副長官	青木 一彦君	白坂 亜紀君	浅尾慶一郎君	補欠	
副大臣	穂坂 泰君	辞任	補欠	補欠	
内閣府副大臣	瀬戸 隆一君	福島みずほ君	三上 えり君	補欠	
内閣府副大臣	辻 清人君	山口那津男君	高橋 次郎君	補欠	
総務副大臣	阿達 雅志君	辞任	補欠	補欠	
文部科学副大臣	武部 新君	石田 昌宏君	朝日健太郎君	補欠	
厚生労働副大臣	鰐淵 洋子君	本田 顕子君	梶原 大介君	補欠	
環境副大臣	中田 宏君	山下 雄平君	小川 克巳君	補欠	
		山田 宏君	若林 洋平君	補欠	
		小沼 巧君	打越さく良君	補欠	
		奥村 政佳君	森本 真治君	補欠	

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出延命治療の実態の把握状況等に関する質問に対する答弁書(第一一六号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月二十二日任期満了による再任)

川本 裕子

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十五日任期満了の岡田往子の後任)

吉橋 幸子

(土井 幸子)

同日内閣から、左記の者を個人情報保護委員会委員長に任命したいので、個人情報保護に関する法律第百三十四条第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月二十一日辞職の藤原静雄の後任)

手塚 悟

同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会委員に任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月七日任期満了の浅見裕子の後任)

宮本佐知子

(三木佐知子)

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月七日任期満了の大塚英充の後任)

田口 紀子

(同日任期満了の森内彰の後任)

島村 英

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の都築政則の後任)

中村也寸志

(同日任期満了の野中智子の後任)

大瀧 敦子

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十九日任期満了による再任)

榊原 一夫

(同日任期満了による再任)

大草 透

(同日任期満了の明石伸子の後任)

岡田美弥子

藤本 雅彦

(同日任期満了による再任)

(同日任期満了の村田晃嗣の後任)

田淵 正朗

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月三十日任期満了の中村豊明の後任)

増 一行

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十四日任期満了による再任)

菅野 淑子

(六月三十日任期満了の室井純子の後任)

齋藤 育子

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十四日任期満了による再任)

飯塚 敏晃

(六月二十日任期満了による再任)

本田 文子

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月二十二日任期満了の遠藤真澄の後任)

浦野真美子

同日内閣から、左記の者を原子力規制委員会委員に任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月十八日任期満了による再任)

杉山 智之

神田 玲子

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

藤川 政人君

西田 実仁君

外交防衛委員

辞任

山口那津男君

文教科学委員

辞任

赤池 誠章君

白井 正一君

国土交通委員

辞任

宮崎 雅夫君

環境委員

辞任

伊藤 孝江君

高橋 次郎君

補欠

山口那津男君

西田 実仁君

予算委員		議院運営委員		文教科学委員	
辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠
朝日健太郎君	石田 昌宏君	神谷 政幸君	岩本 剛人君	藤川 政人君	赤池 誠章君
小川 克巳君	山下 雄平君	本田 顕子君	梶原 大介君	宮崎 雅夫君	白井 正一君
梶原 大介君	本田 顕子君	山田 宏君	和田 政宗君	厚生労働委員	補欠
宮本 周司君	酒井 庸行君	山本 啓介君	赤池 誠章君	辞任	補欠
若林 洋平君	酒井 庸行君	奥村 政佳君	森本 真治君	倉林 明子君	小池 晃君
打越さく良君	山田 宏君	石井 章君	青島 健太君	国土交通委員	補欠
森本 真治君	小沼 巧君	田村 まみ君	浜野 喜史君	辞任	補欠
秋野 公造君	奥村 政佳君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		環境委員	補欠
新妻 秀規君	三浦 信祐君	消費者問題に関する特別委員		辞任	補欠
柳ヶ瀬裕文君	塩田 博昭君	辞任	補欠	国家基本政策委員	補欠
浜野 喜史君	嘉田由紀子君	越智 俊之君	宮本 周司君	辞任	補欠
大島九州男君	山本 太郎君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		予算委員	補欠
決算委員		予算委員会		辞任	補欠
辞任	補欠	理事 上田 勇君 (上田勇君の補欠)		酒井 庸行君	宮本 周司君
赤池 誠章君	山本 啓介君	理事 金子 道仁君 (金子道仁君の補欠)		決算委員	補欠
岩本 剛人君	神谷 政幸君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		辞任	補欠
酒井 庸行君	宮本 周司君	民事裁判情報活用の促進に関する法律案(閣法第四二二号)		神谷 政幸君	岩本 剛人君
和田 政宗君	若林 洋平君	海洋法に関する国際連合条約に基づくいすれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)		宮本 周司君	酒井 庸行君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件(閣条第二二二号)		山本 啓介君	赤池 誠章君
若松 謙維君	杉 久武君	千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三号)		山本 啓介君	若林 洋平君
青島 健太君	石井 章君	外交防衛委員会に付託		山本 啓介君	若林 洋平君
石井 苗子君	柳ヶ瀬裕文君			山本 啓介君	若林 洋平君
上田 清司君	浜口 誠君			山本 啓介君	若林 洋平君
倉林 明子君	仁比 聡平君			山本 啓介君	若林 洋平君
行政監視委員				山本 啓介君	若林 洋平君
辞任	補欠			山本 啓介君	若林 洋平君
石田 昌宏君	朝日健太郎君			山本 啓介君	若林 洋平君
山下 雄平君	小川 克巳君			山本 啓介君	若林 洋平君
嘉田由紀子君	石井 苗子君			山本 啓介君	若林 洋平君
仁比 聡平君	倉林 明子君			山本 啓介君	若林 洋平君
山本 太郎君	大島九州男君			山本 啓介君	若林 洋平君

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

赤池 誠章君 高橋はるみ君
衛藤 晟一君 太田 房江君
柴田 巧君 青島 健太君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生労働委員会

理事 神谷 政幸君 (神谷政幸君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第二百十六回国会提出、衆議院継続審査)

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第二百十六回国会提出、衆議院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第二百十六回国会提出、衆議院継続審査)

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第二百十六回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出)(衆第三〇号)

議長 報告事項 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治改革に関する特別委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問に対する答弁書(第二一七号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年五月二十日

参議院議長 関口 昌一殿 宮崎 勝

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月十三日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二に」、「事業の認定」を「電気通信事業の認定」に、「第二節 土地の使用(第二百二十八条―第四百三十三条)」を「第二節 認定電気通信事業者による土地の使用(第二百二十八条―第四百三十三条)」を「第三節 铁塔等提供事業の認定等(第四百三十三条の二―第四百四十三条の十五)」に改める。

第十条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第二号中「第二百八条第四号」を「第三章」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項

イ 第一号基礎的電気通信役務(専らその

者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。)を

提供する電気通信事業を営もうとする場合 第一号基礎的電気通信役務の種別

(その性質に応じて総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別をいう。以下同じ。)この当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域(第十八条の二に規定する基礎的

電気通信役務台帳を作成する際の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。)

ロ 第二号基礎的電気通信役務(専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。)を

提供する電気通信事業を営もうとする場

合 当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域 第十條第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 五 基礎的電気通信役務（第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第十六條第一項第五号、第十八條の二、第二十六條の四及び第二十六條の五第一項において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先 第十一條第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。 第十二條の二第二項中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。」を削り、「第四項第二号ハ」を「第四項第三号ハ」に、「場合に限る。以下この項」を「場合に限る。次号及び第七号」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「以下この項」を「ハ及び次号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の二号を加える。 三 第九條の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十四條第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。	第十條第一項第三号及 び第五号	営む
四 第九條の登録を受けた者（第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備（第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。 イ その特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九條の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。 ロ その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。 ハ その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。 第十二條の二第二項第一号中、「又は第三十四條第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第九條の登録を受けた者が、第三十條第一項の規定により新たに指定をされたとき。 第十二條の二第二項の表第十一條第一項第二号の項の前に次のように加える。	営む	営む
第十二條の二第二項の表前條第一項の項中「整備（ロの下に）」第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者にあつては同條第三項の規定を遵守するための体制の整備、」を加え、「第三十一条第六項」を「第三十條第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定を遵守するための体制の整備並びに同條第八項」に改め、同條第四項中第二号を第三号とし、第三号の次に次の一号を加える。 二 特定電気通信事業 第九條の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。 第十三條第一項、第二項及び第四項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同條第五項中「第十條第一項第一号、第二号若しくは第五号の」を「第十條第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる」に改める。 第十六條第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第三号を次のように改める。 三 業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項 イ 第十條第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合 第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域 ロ 第十條第一項第三号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合 当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域 第十六條第一項中第五号を第六号とし、第四	営む	営む
号の次に次の一号を加える。 五 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先 第二章第二節に次の一条を加える。 （基礎的電気通信役務台帳の公表） 第十八條の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごと及び地域単位区域ごとに、次に掲げる事項を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 一 当該地域単位区域の全部又は一部を当該基礎的電気通信役務の区分に属する基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む電気通信事業者の氏名又は名称及び住所 二 前号に規定する電気通信事業者が同号に規定する基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先 三 第一号に規定する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げる行為をしようとする場合には、当該イ又はロに定める事項 イ 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（当該地域単位区域が減少後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。）その減少の日その他総務省令で定める事項	営む	営む

口 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止（基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少に係るもの及び利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定めるものを除く。）その休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項 四 その他総務省令で定める事項 第十九条第一項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。 二 地域により異なる料金の額が定められているとき（総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。） 第十九条第三項第二号中「（第二号基礎的電気通信役務に限る。）」を削る。 第二十条第一項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改める。 第二十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 申請に係る特定電気通信役務が基礎的電気通信役務である場合において、地域により異なる料金の額が定められていること（第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。） 第二十五条第一項を削り、同条第二項中「第二号基礎的電気通信役務」を「基礎的電気通信役務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。 第二十六条の五を第二十六条の六とする。 第二十六条の四の見出しを削り、同条第一項中「電気通信業務」の下に「（基礎的電気通信役務に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条を第二十六条の五とし、第二十六条の三の次に次の見出し及び一条を加える。 （電気通信業務の休止等の周知及び届出） 第二十六条の四 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同表の下欄に掲げる者に対し、同表の中欄に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。		り異なる料金の額が定められていること（第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。） 第二十五条第一項を削り、同条第二項中「第二号基礎的電気通信役務」を「基礎的電気通信役務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。 第二十六条の五を第二十六条の六とする。 第二十六条の四の見出しを削り、同条第一項中「電気通信業務」の下に「（基礎的電気通信役務に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条を第二十六条の五とし、第二十六条の三の次に次の見出し及び一条を加える。 （電気通信業務の休止等の周知及び届出） 第二十六条の四 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同表の下欄に掲げる者に対し、同表の中欄に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。					
<table><tr><td>一 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少又は基礎的電気通信回線設備の規模の縮小の日その他総務省令で定める事項</td><td>その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者</td></tr><tr><td>二 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合（前号の上欄に掲げる場合を除く。）</td><td>その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者</td></tr></table>	一 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少又は基礎的電気通信回線設備の規模の縮小の日その他総務省令で定める事項	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	二 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合（前号の上欄に掲げる場合を除く。）	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	<table><tr><td>その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者</td><td>その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者</td></tr></table>	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者
一 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少又は基礎的電気通信回線設備の規模の縮小の日その他総務省令で定める事項	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者						
二 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合（前号の上欄に掲げる場合を除く。）	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者						
その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者						
2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、前項の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同表第一号の上欄に規定する業務区域の減少について第十三条第一項の規定による変更登録を受けたとき又は第十六条第四項の規定による届出をしたときにおける当該業務区域の減少については、この限りでない。 第二十九条第二項第一号中「第二十六条の四第一項」の下に「第二十六条の五第一項」を加える。 第三十条第三項第一号中「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該」を「次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する」に改め、同号に次のように加える。 イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報 ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報 第三十条第三項第二号中「次条第一項」を「次条第十一項第一号」に改め、同条第四項第一号中「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該」を「次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する」に改め、同号に次のように加える。							
イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報 ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報 第三十一条第一項中「役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの（次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。）の役員を「次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。 ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。 一 取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。） 取締役等又は従業者 二 従業者 取締役等 第三十一条第八項中「第二項、第三項及び第六項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第三項を第六項とし、第二項に次の二号を加える。							

三 前二号に掲げるもののほか、特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常の条件に比して当該特定関係事業者間に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、他の電気通信事業者に比して特定関係事業者間に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを行うこと。

第三十一条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。次項において「重要従業者」という。を、当該電気通信事業者の業務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるものに従事させてはならない。

3 特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。

4 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の取締役等又は従業者が第一項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は特定関係事業者

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

三 特定関係事業者が前項の規定に違反したとき 当該特定関係事業者

第三十一条に次の一項を加える。

11 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人(当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。))である電気通信事業者に限る。)であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するものをいう。

二 子会社 法人がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。)又は総株員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総株員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

第四十二条第二項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第五十条第一項中「第五十条の十二」を「第五十条の十二」に改め、同条第二項中「第五十条の十二」を「第五十条の十二」に、「第五十条の十二」を「第五十条の十三」に改め、同条第三項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第五十条の二第二項中「第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、」を「適当である旨の」に改め、同条第二項中「電気通信番号使用計画並びに」の下に「次条第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面その他」を加える。

第五十条の三第一号中「電波法又は」を「電波法若しくは」に改め、「処せられ」の下に「又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第三条第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定(次条第二号において「詐欺罪等」という。)により刑に処せられ」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十条の十の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十条の四を次のように改める。

(認定の基準)

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない

い。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

ロ 申請に係る電気通信番号使用計画に第五十条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した場合には、申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし同項の指定をすることができるものであること。

ハ イ又はロに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信業務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号に該当する場合に、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信業務の提供を継続的に実施すると見込まれること。

ロ 申請をした者が、その提供する電気通信業務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。

第五十条の五中「同項」を「同項」に、「第九条」を「第九条」に改める。

第五十条の六第二項中「第五十条の四中「同項第二号」とあるのは第五十条の二第一項第二号」とを削る。

第五十条の十二第三号中「第五十条の七」を

「第五十条の八」に改め、同条第四号中「第五十条の八」を「第五十条の九」に改め、同条第五号中「第五十条の九」を「第五十条の十」に改め、同条を第五十条の十三とし、第五十条の十一を第五十条の十二とする。

第五十条の十第一号中「第五十条の八」を「第五十条の九」に改め、同条を第五十条の十一とする。

第五十条の九第三号中「第五十条の三各号（第二号にあつては、」を「第五十条の三第一号、第二号（に、「のいずれか」を「第四号又は第五号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十条の四第二号口の総務省令で定める要件に該当するに至つたとき。

第五十条の九を第五十条の十とし、第五十条の八を第五十条の九とする。

第五十条の七ただし書中「、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において」を削り、同条を第五十条の八とし、第五十条の六の次に次の一条を加える。

（卸電気通信役務を提供する際の確認義務）

第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号（第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該

相手方との契約の更新をしようとする場合にあつては、第一号に該当すること）の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。

一次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者

当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。

ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。

二 当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つていることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。

第七十八条第二項中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第百八条第二項中「総務省令で定める」を削る。

第百十条の二第二項第二号中「者に限る」を「者に限り、当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（当該単位区域が減少後の当該業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。）について第二十六条の四第二項の規定による届出をした者その他総務省令で定める者を除く」に改める。

第三章第一節の節名中「事業」を「電気通信事業」に改める。

第三章第二節の節名中「土地」を「認定電気通信事業者による土地」に改める。

第百二十八条第一項中「この節」の下に「及び第百四十三条の二第二項」を加える。

第三章に次の一節を加える。

第三節 鉄塔等提供事業の認定等（事業の認定）

第百四十三条の二 電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔その他の総務省令で定める工作物（第三項第四号において「鉄塔等」という。）を電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業（以下この項及び第百四十三条の四第三号において「回線設置電気通信事業」という。）を営む電気通信事業者（第百四十三条の十三及び第百五十七条の三において「回線設置電気通信事業者」という。）の回線設置電気通信事業の用に供する役務（以下この節において「鉄塔等提供役務」という。）を提供する事業（以下この節において「鉄塔等提供事業」という。）を営み、又は営もうとする者は、第百四十三条の十五において読み替えて準用する前節（第百四十条から前条までを除く。）の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その鉄塔等提供事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書及び鉄塔等提供役務を提供する業務（以下この節において「鉄塔等提供業務」という。）に関する規程（以下この節において「鉄塔等提供業務規程」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 申請に係る鉄塔等提供事業の業務区域

四 申請に係る鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類

五 申請に係る鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 その他総務省令で定める事項

4 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 前項第五号に規定する相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し

三 その他総務省令で定める書類

5 鉄塔等提供業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供業務の実施体制及び実施方法に関する事項として総務省令で定める事項

二 第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件に関する事項として総務省令で定める事項

（欠格事由）

第百四十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定

第百四十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定

により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第四百四十三条の十一第一項の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるもの 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者（認定の基準） 第四百四十三条の四 総務大臣は、第四百四十三条の二第一項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。 一 申請に係る鉄塔等提供事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。 二 申請に係る第四百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方に対する鉄塔等提供業務の提供に係る鉄塔等提供事業の計画が確実かつ合理的であること。 三 申請に係る第四百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方が回線設置電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受けた者又は第十六条第一項、第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第五項の届出をした者であること。 四 申請に係る鉄塔等提供業務規程が次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 第四百四十三条の二第五項第一号に掲げ	る事項の内容が鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること。 ロ 第四百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項の内容が適正かつ明確に定められていること。 （事業の開始の義務） 第四百四十三条の五 第四百四十三条の二第一項の認定を受けた者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）は、総務大臣が指定する期間内に、同項の認定に係る鉄塔等提供事業（以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。）を開始しなければならない。 2 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第四百四十三条の二第三項第三号の業務区域を区分して前項の規定による期間の指定をすることができ。 3 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者から申請があつた場合において、正当な理由がある」と認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。 4 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業（第二項の規定により業務区域を区分して第一項の規定による期間の指定があつたときは、その区分に係る認定鉄塔等提供事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 （変更の認定等） 第四百四十三条の六 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更又は鉄塔等提供業務規程の変更（同条第五項各号に掲げる事項の変更に限る。第四項及び第七項において同じ。）をしようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定	める軽微な変更については、この限りでない。 2 第四百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更に係る前項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、同条第三項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 その変更後の事業計画書 二 第四百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方の変更をしようとする場合にあつては、その変更後の相手方との鉄塔等提供業務の提供に関する契約の契約書の写し 三 その他総務省令で定める書類 4 鉄塔等提供業務規程の変更に係る第一項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、第四百四十三条の二第五項各号に掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書及びその変更後の鉄塔等提供業務規程を総務大臣に提出しなければならない。 5 認定鉄塔等提供事業者は、第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 6 第四百四十三条の三（第二号を除く。）及び第四百四十三条の四の規定は、第一項の変更の認定について準用する。 7 前条の規定は、第一項の場合（第四百四十三条の二第三項第三号の業務区域の減少の場合、同項第四号に掲げる事項の変更の場合及び鉄塔等提供業務規程の変更の場合を除く。）	について準用する。この場合において、前条第一項中「第四百四十三条の二第一項の認定を受けた者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、「認定に係る鉄塔等提供事業（以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。）」とあるのは「変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、同条第三項中「認定鉄塔等提供事業者」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、同条第四項中「認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者は、同項の変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、「認定鉄塔等提供事業」とあるのは「当該鉄塔等提供事業」と読み替えるものとする。 8 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第三項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 （承継） 第四百四十三条の七 認定鉄塔等提供事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議によりその認定鉄塔等提供事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者が被相続人たる認定鉄塔等提供事業者の地位を承継する。 2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、その第四百四十三条の二第一項の認定は、その効力を失う。 3 認定鉄塔等提供事業者たる法人が合併又は
---	---	--	--

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

分割(認定鉄塔等提供事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定鉄塔等提供事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。

4 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡しをしたときは、当該認定鉄塔等提供事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。

5 第四百四十三条の二(第一項を除く。)、第四百四十三条の三及び第四百四十三条の四の規定は、前三項の認可について準用する。

(事業の休止)

第四百四十三条の八 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を休止しようとするとき(認定鉄塔等提供事業の全部又は一部に係る鉄塔等提供役務の提供について、全ての相手方との当該提供に関する契約を終了しようとするときを含む。)は、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

(事業の廃止)

第四百四十三条の九 認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、当該廃止の日の総務省令で定める日数前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第四百四十三条の十 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部を廃止したときは、

第四百四十三条の二第一項の認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第四百四十三条の十一 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四百四十三条の二第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四百四十三条の三各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四百四十三条の五第一項の規定により指定された期間(同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間)内に認定鉄塔等提供事業を開始しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、認定鉄塔等提供事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 総務大臣は、前項の規定により第四百四十三条の二第一項の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の認定の取消し)

第四百四十三条の十二 総務大臣は、第四百四十三条の六第一項の規定による変更の認定を受けた認定鉄塔等提供事業者が、同条第七項において読み替えて準用する第四百四十三条の五第一項の規定により指定された期間(第四百四十三条の六第七項において読み替えて準用する第四百四十三条の五第三項の規定による期間)の延長があつたときは、その延長後の期間)内に第四百四十三条の六第一項の変更の認定に係る認定鉄塔等提供事業を開始しないときは、同項の変更の認定を取り消すことができる。

2 総務大臣は、前項の規定により第四百四十三

条の六第一項の変更の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(業務の実施等)

第四百四十三条の十三 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務規程(第四百四十三条の六第一項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定鉄塔等提供業務規程」という。)に従つて第四百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務を行わなければならない。

2 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供業務規程が第四百四十三条の四第四号イ又はロに掲げる要件に適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、当該認定鉄塔等提供業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が第一項の規定に違反したときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、回線設置電気通信事業者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その認定鉄塔等提供業務規程を遵守すべきことを命ずることができる。

4 認定鉄塔等提供事業者は、回線設置電気通信事業者から認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務(以下「認定鉄塔等提供役務」という。)の提供に関する契約の締結の申入れを受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 当該申入れに係る契約の内容が認定鉄塔等提供業務規程(第四百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に適合しないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、正当な理由が

あるとき。

5 総務大臣は、回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該回線設置電気通信事業者から申立てがあつたときは、前項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第四百五十七条の三第三項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

6 第三十五条第三項から第十項までの規定は、認定鉄塔等提供役務の提供について準用する。この場合において、同条第三項中「電気通信事業者」とあるのは「第四百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者の」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と、「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「認定鉄塔等提供事業者」と契約を締結しようとする第四百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者」と、同項ただし書中「第四百五十五条第一項」とあるのは「第四百五十七条の三第三項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第四百四十三条の十三第五項」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と読み替えるものとする。

(事故の報告)

第四百四十三条の十四 認定鉄塔等提供事業者は、第四百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務に関し、総務省令で定める重大な事故が生じた場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報

告しなければならない。
(土地の使用に関する規定の準用)
第四百四十三条の十五 前節(第四百四十条から第四百四十三条までを除く。)の規定は、認定鉄塔等提供事業者について準用する。この場合において、これらの規定(第二百二十八条第一項

及び第二項ただし書並びに第三百三十三条第一項ただし書及び第二号並びに第五項を除く。)中「線路」とあるのは、「鉄塔等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十八条第一項	認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下この節及び第四百四十三条の二第一項において「線路」と総称する
第二百二十八条第二項ただし書	線路
	認定鉄塔等提供事業者(第四百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者をいう。第三百三十三条第一項ただし書及び第三百三十六条第三項において同じ。)の線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(第三百三十三条第一項ただし書及び第二号において「線路」と総称する。)

第三百三十三条第一項	認定電気通信事業の
第三百三十三条第一項ただし書	線路
第三百三十三条第一項第二号	その他の電気通信設備
第三百三十三条第五項	仮線路
第三百三十六条第三項	通信の
第三百三十九条	認定電気通信事業の
	認定鉄塔等提供事業者の

第五百五十七条の二の次に次の一条を加える。
第五百五十七条の三 回線設置電気通信事業者が

認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は当該契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四百四十三条の三十五項の申立て、同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第五百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四百四十三条の十三第五項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第六項において準用する第三十五条第三項」と、「次条第一項」とあるのは「第五百五

十七条の三第三項」と読み替えるものとする。

3 回線設置電気通信事業者と認定鉄塔等提供事業者との間において、認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第四百四十三条の十三第五項の申立て又は同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 第五百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
第六十条第一号中「又は第三百三十八条第三項」を「第三百三十八条第三項」に改め、「措置に関する裁定の下に」「第四百四十三条の十三第五項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する命令、同条第六項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する裁定、第四百四十三条の十五において準用する第二百二十八条第一項

の規定による土地等の使用に関する認可、第四十三条の十五において準用する第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第四百十三条の十五において準用する第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定を加え、同条第二号中「同条第二項各号」を「同条第一項から第三項までの規定の違反を是正するために必要な措置をとるべきことの命令、同条第七項の規定による同条第五項各号」に、「第三十一条第二項各号」を「第三十一条第五項各号」に改める。

第六十一条第一項中「第三十一条第四項」の下に若しくは第七項を加え、「又は第二百二十一条第二項を」、第二百二十一条第二項又は第四百十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項に改める。

第六十四条第三項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第六十六条第一項中「若しくは媒介等業務受託者」を「媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者」に改める。

第六十七条の三を第六十七条の四とし、第六十七条の二の次に次の一条を加える。

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者(第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。)間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電

気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行うおとるときは、当該調査及び評価の実施に関する方針を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

4 総務大臣は、第一項の規定による評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用するものとする。

第六十九条中「定めるもの」の下に「(以下この条及び次条において単に「審議会等」という。)」を加え、同条ただし書中「当該を削り、同条第二号中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に、「第三十一条第一項の規定による」を「第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する」に、「制定又は」を「制定、」に改め、「提供する者の指定」の下に「第六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加え、同条第四号中「第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二」を「第十条第一項第三号イ若しくはロ(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくは二、第十九条第二項第二号」に、「第二十六条

の四」を「第二十六条の四第一項、第二十六条の五」に、「第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項」を「第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項」に、「第五十条の四第三号、第五十条の十」を「第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第五十条の十一」に改め、「第一百十条の五第一項」の下に「第四百十三条の九」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勧告)

第六十九条の二 審議会等は、前条各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第二項の勧告に基づき講じた措置について審議会等に報告しなければならない。

第七十条中「第五十条の九」を「第五十条の十」に、「又は第二百二十七条第一項」を「第二百二十七条第一項、第四百十三条の十一第一項又は第四百十三条の十二第一項」に改める。

第七十二条第一項中「電気通信役務」の下に「若しくは認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供役務」を加え、「若しくは媒介等業務受託者」を「媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者」に改める。

第七十六条中「第三百三十八条第四項」の下に「(第四百十三条の十五において準用する場合を含む。及び第四百十三条の十五)を加える。

第七十八条中「から第三項まで」を「又は第二項」に改める。

第八十六条第一号中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条第三号中「第三十一条第四

項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第二百二十一条第二項」を「第二百二十一条第二項又は第四百十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項」に改める。

第八十七条第一号中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第八十八条第一号中「第二十六条の四第二項」の下に「第二十六条の五第二項」を加え、「又は第二百二十四条第一項」を「第二百二十四条第一項、第四百十三条の五第四項(第四百十三条の六第七項において準用する場合を含む。)、第四百十三条の八第一項又は第四百十三条の九」に改め、同条第二号中「(第二号基礎的電気通信役務に係る部分に限る。)」を削り、同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 第四百十三条の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十一条第三号を削る。

附則中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第四条の前の見出し及び同条第三項を削り、同条を附則第三号とし、同条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を削る。

附則第九条第二項中「施行の日以後に」の下に「同条第二項に規定する」を、「又は」の下に「同条第三項に規定する」を加え、同条を附則第六号とする。

附則中第十号を第七号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号から第十九号までを五条ずつ繰り上げる。

附則第二十条中「附則第四条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

第二条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第百十条の五第一項」を「第百十条の六第一項」に改める。

第十条第一項第五号中「第二十六条の四及び第二十六条の五第一項」を「第二十五条の二、第二十五条の三、第二十六条の四、第二十六条の五第一項並びに第百七十八条第二号及び第三号」に改める。

第十八条の二中「いう」の下に「。第二十五条の二第三項第四号において同じ」を加える。

第十九条第一項中「及び第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項」に改める。

第十九条第二項に次の一号を加える。

八 最終保障電気通信事業者(第二十五条の二第三項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう)の届出契約約款にあつては、最終保障電気通信役務(第二十五条の三第四項に規定する最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ)の提供の終了に関する事項その他の最終保障電気通信役務の提供に関し利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき。

第二十五条の見出しを「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者等の提供義務」に改め、同条第一項中「除き」の下に「経営上の理由(当該基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益及び当該提供に要すると見込まれる費用の額その他の事情を勘案して当該提

供をしないことが経営上合理的であること)をいう。次条第一項及び第二項ただし書において同じ。又はその他の」を加える。

第二十五条の次に次の四条を加える。

(最終保障電気通信事業者の提供義務)

第二十五条の二 最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、当該最終保障業務区域に係る基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る提供場所において当該基礎的電気通信役務に係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいらないときは、経営上の理由がある場合であっても、当該同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならない。ただし、当該提供の求めをした者がこれを拒んだ場合又は当該提供場所の特殊性その他の事情に照らして特にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者により前項に規定する提供の求めに係る提供場所において当該同一区分基礎的電気通信役務が提供されるまでは、同項の規定により開始した基礎的電気通信役務の提供を継続しなければならない。ただし、当該基礎的電気通信役務の提供の相手方の同意がある場合又は正当な理由(経営上の理由を除く。)がある場合は、この限りでない。

3 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 最終保障電気通信事業者 次に掲げる者をいう。

イ 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者

ロ 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者

ハ 東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第二条第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次号イ(2)及び附則第六条第二項において同じ。)

ニ 西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次号イ(2)及び附則第六条第二項において同じ。)

二 最終保障業務区域 次のイ又はロに掲げる第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別による区分に応じ、当該イ又はロに定める区域をいう。

イ 第一号基礎的電気通信役務 次の(1)又は(2)に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該(1)又は(2)に定める区域

(1) 第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者(2)に掲げる者を除く。その全ての担当第一種支援区域(同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。第百七条第一号並びに第百八条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。その目的業務区域(日本電信電話株式会社等に関する法律第三条第

六項に規定する目的業務区域をいう。ロ(2)において同じ。)のうち、(1)に掲げる者の(1)に定める区域以外の区域

ロ 第二号基礎的電気通信役務 次の(1)又は(2)に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める区域

(1) 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者(2)に掲げる者を除く。その全ての担当第二種支援区域(同条第三項に規定する担当第二種支援区域をいう。第百七条第三号、第百十条の二第一項並びに第百十条の三第一項第二号及び第二項第二号において同じ。)

(2) 地域会社 その目的業務区域のうち、(1)に掲げる者の(1)に定める区域以外の区域

三 提供場所 電気通信役務を提供した場合に当該電気通信役務に用いられる伝送路設備の一端に接続されることとなる当該電気通信役務の提供を受ける者の電気通信設備の設置の場所をいう。

四 同一区分基礎的電気通信役務 第一項に規定する提供の求めに係る基礎的電気通信役務又はこれと同一の基礎的電気通信役務の区分に属する他の基礎的電気通信役務をいう。

五 区域内電気通信事業者 第一項に規定する提供の求めに係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者(当該提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者を除く。)であつて、当該提供の求めに係る提供場所が所在する地域単位区域の全部又は一部を当該同一区分基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む者をいう。

(最終保障電気通信事業者による役務提供確認等)

第二十五条の三 最終保障電気通信事業者は、

総務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する提供の求めがあつた場合には、速やかに、全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認(区域内電気通信事業者が、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を求められた場合に、その提供をしようとするかとの確認をすることをいう。第三項及び第四項において同じ。)をしなければならない。ただし、当該提供の求めをした者に対し、直ちに、自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨その他総務省令で定める事項を通知する場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をしようするかを当該提供の求めを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。

3 前条第一項に規定する提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者は、第一項の規定により役務提供確認をした全ての区域内電気通信事業者から前項の規定による回答を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、総務省令で定めるところにより、速やかに、当該各号に定める事項その他総務省令で定める事項を当該提供の求めをした者に通知しなければならない。

一 同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする区

域内電気通信事業者がいる場合 その旨及び当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前条第一項ただし書に規定する特にやむを得ない理由があるとき 同一区分基礎的電気通信役務の提供をすることができない旨及びその理由

三 前二号に掲げる場合以外の場合 自らが

同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨

4 最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務(前条第一項及び第二項の規定により提供される基礎的電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供している間、区域内電気通信事業者に対し、総務省令で定めるところにより、役務提供確認をすることができる。この場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をしようするかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。

(最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力)

第二十五条の四 近隣電気通信事業者(最終保障電気通信役務の提供場所(第二十五条の二第三項第三号に規定する提供場所をいう。)が所在する地域単位区域又はその近隣の地域単位区域の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者であつて、当該最終保障電気通信役務を提供する最終保障電気通信事業者(同項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう。以下同じ。)以外の電気通信事業者をいう。次項及び次条第一項において同

じ。)は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならない。

2 近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から前項に規定する協力に関する協定(第三十五条第一項に規定する接続に関するものを除く。)又は契約(第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関するものを除く。)(次条第一項及び第五百五十六条第三項において「協定等」という。)の締結に関する協議の申入れがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

(最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令等)

第二十五条の五 総務大臣は、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対し前条第一項に規定する協力に関する協定等の締結に関する協議を申し入れたにもかかわらず、当該近隣電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該最終保障電気通信事業者から申立てがあつたときは、同条第二項に規定する正当な理由があることを認めるとき及び第五百五十六条第三項において準用する第五百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該近隣電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、前条第一項に規定する協力について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等(以下この項及び次項において単に「協定等」という。)」と、「当該電気通信

設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「近隣電気通信事業者(同条第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。)」と協定等を締結しようとする最終保障電気通信事業者」と、同項ただし書中「第五百五十五条第一項」とあるのは「第五百五十六条第三項において準用する第五百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「協定等」と読み替えるものとする。

第二十九条第二項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 最終保障電気通信事業者が第二十五条の三第一項又は第三項の規定に違反したとき 当該最終保障電気通信事業者

二 第二十五条の二第三項第五号に規定する区域内電気通信事業者が第二十五条の三第二項又は第四項後段の規定に違反したとき 当該区域内電気通信事業者

第四十一条第三項中「第一種適格電気通信事業者」の下に「(地域会社(第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。))を含む。第四十二条第五項において同じ。))」を加え、同条第六項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第七十七条第一号中「当該指定に係る」を「第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その全ての担当第一種支援区域における」に、「当該指定に係る」を「当該全ての担当第一種支援区域における」に改め、「交付金」の下に「当該交付金の額を算定する年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。))の前年度の第一号基礎的電気

通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第一種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。」を加え、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「担当支援区域 同条第二項に規定する担当支援区域をいい、」を「担当第二種支援区域」に改め、「提供するもの」の下に「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」を加え、「担当支援区域に」を「担当第二種支援区域に」に改め、「(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 地域会社(第百十条の四第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第二項及び第百十条の五第四項において同じ。)に対し、その特定第二種最終保障電気通信役務(第百十条の四第一項に規定する特定第二種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。)の提供に要する費用の額が当該特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

第百七条第一号の次に次の一号を加える。
二 地域会社(第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第三項及び第四項、第百九条第四項並びに第百十条第一項第一号において同じ。)に対し、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その特定第一種最終保障電気通信役務(第百八条の二第一項に規定する特定第一

種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。)の提供に要する費用の額が当該特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
第百八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「第一種適格電気通信事業者の指定等」を付し、同条第一項第三号を次のように改める。

三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域(担当第一種支援区域の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)のうち、当該申請により担当第一種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当すること。
イ 当該第一種単位区域について他の第一種適格電気通信事業者が当該申請に係る第一号基礎的電気通信役務の種別に係る担当第一種支援区域の指定をされていないこと。

ロ イに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。
第百八条第五項第一号中「次条第二項又は第三項」を「第百九条第三項又は第五項」に改め、同項第二号中「第一項各号のいずれか」を「第一項第一号又は第二号」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 その第一項の規定による指定に係る全ての担当第一種支援区域の指定が解除されたとき。

第百八条第五項を同条第十項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。
第百八条中第四項を第九項とし、第三項を第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 第一項の規定により総務大臣が第一種適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二項第三号に掲げる第一種単位区域のうち第一項第三号イ及びロに該当するものを、当該第一種単位区域ごとに、担当第一種支援区域として指定しなければならない。第一種適格電気通信事業者が、その第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域(当該第一種適格電気通信事業者の担当第一種支援区域に該当しないものに限る。)について、総務省令で定めるところにより、担当第一種支援区域の指定を申請したときも、同様とする。

5 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当第一種支援区域の指定を解除するものとする。
一 第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域について次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき 当該イ又はロに定める担当第一種支援区域イ 担当第一種支援区域の全部又は一部が当該第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなったとき

き 当該業務区域の範囲にその全部又は一部が含まれないこととなった担当第一種支援区域
ロ 担当第一種支援区域が第一項第三号ロに該当しないこととなったとき 同号ロに該当しないこととなった担当第一種支援区域

二 第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域の指定の解除を申請したとき 当該申請に係る担当第一種支援区域第三十項の規定により第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき 当該第一種適格電気通信事業者の当該指定に係る全ての担当第一種支援区域

6 総務大臣は、第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び第四項前段の規定による当該第一種適格電気通信事業者に係る担当第一種支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第一種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当第一種支援区域の指定、前項の規定による担当第一種支援区域の指定の解除又は第十項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。

7 第一種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
第百八条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出

しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第一号基礎的電気通信役務の種別のうち、申請に係る第一号基礎的電気通信役務が該当するもの

三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一号単位区域のうち、担当第一号支援区域の指定を受けようとするもの

四 その他総務省令で定める事項

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二 地域会社は、その提供する特定第一号最終保障電気通信役務(当該地域会社がその担当第一号支援区域以外の第一号単位区域において提供する第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務として提供されていた第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。)に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。)について第百七条第二号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じていることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、特定第一号最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 特定第一号最終保障電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第

一種指定電気通信設備及び第二号指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、地域会社が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

2 前項の規定による確認は、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。

3 地域会社は、第一号第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から第一号の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一 次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分(第四十条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。)に違反したとき。

第百九条第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「より」の下に「算定し、前二項の収益は、標準的な料金を設定する」としたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一号交付金」を「第百七条第一号の交付金」に改め、「として」の下に「第一号基礎

的電気通信役務の種別ごと及びその担当第一号支援区域ごとに」を加え、「前条第一項の規定による指定に係る」及び「当該指定に係る」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 地域会社は、総務省令で定めるところにより、第百七条第二号の交付金の額の算定をするための資料として、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該算定の前年度における特定第一号最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第一号最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

第百九条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認可の申請は、第百七条第一号又は第二号の交付金の区分ごとに第一号交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。

第百十條第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、「これ」を「これら」に改め、同項第一号中「電気通信設備」の下に「地域会社が第百八条の二第一項の規定による確認に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備を含む。」を加える。

第百十條の二第一項中「より」の下に「第二号単位区域(担当第二号支援区域の単位とするために)」を加え、「(以下この項及び次項において「単位区域」という。)をいう。以下この条及び第百十條の四第一項において同じ)に、「同項各号」を「次項各号」に改め、同項第一号中「単位区域」を「第二号単位区域」に改め、同項第二号中「単位区域」を「第二号単位区域」に改め、「提供するもの」の下に「その他これに準ずるものとし

て総務省令で定めるもの」を加え、同条第二項中「単位区域のうち」を「第二号単位区域のうち」に改め、同項第一号口中「単位区域」を「第二号単位区域」に改める。

第百十條の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(第二号適格電気通信事業者の指定等)」を付し、同条第一項中「及び支援区域」を「及び第二号支援区域」に改め、同項第二号中「が一以上の支援区域(次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。))の全部を含む」を「にその全部が含まれる第二号支援区域のうち、当該申請により担当第二号支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当する」に改め、同号イ中「当該支援区域」を「当該第二号支援区域」に、「次項に規定する担当支援区域」を「担当第二号支援区域」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該第二号支援区域において提供する申請に係る第二号基礎的電気通信役務が第百七条第三号に規定する総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに該当すること。

第百十條の三第六項第一号中「次条第三項又は第四項」を「第百十條の五第三項又は第五項」に改め、同項第二号中「第一項各号のいずれか」を「第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その全ての担当第二号支援区域の指定が解除されたとき。

第百十條の三第六項を同条第八項とし、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届

出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

第一百十条の三第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第一百十条の三第三項中「担当支援区域の指定」を「担当第二種支援区域の指定」に改め、同項第一号中「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「支援区域の」を「第二種支援区域の」に改め、同項第二号中「その担当支援区域」を「その担当第二種支援区域」に改め、「次のイ又はロ」の下に「に掲げる場合」を加え、「定める当該担当支援区域」を「定める担当第二種支援区域」に改め、同号イ中「当該担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「その」を「当該第二種適格電気通信事業者の」に、「当該範囲に」を「当該業務区域の範囲にその全部又は一部が」に改め、同号ロ中「当該担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「当該同号ロ」を「同号ロ」に改め、同項第三号中「第六項」を「第八項」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二種適格電気通信事業者がその担当第二種支援区域の指定の解除を申請したとき 当該申請に係る担当第二種支援区域第一百十条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第二号基礎的

電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域を「前項第二号に掲げる第二種支援区域のうち第一項第二号イ及びロに該当するものを、当該第二種支援区域」に、「当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域（以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。）を「担当第二種支援区域」に、「当該業務区域の範囲に新たな支援区域が含まれることとなつた」を「第二種適格電気通信事業者が、その第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域（当該第二種適格電気通信事業者の担当第二種支援区域に該当しないものに限る。）について、総務省令で定めるところにより、担当第二種支援区域の指定を申請した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、担当第二種支援区域の指定を受けようとするもの

三 その他総務省令で定める事項

第一百十条の五第一項中「第七号第二号」を「第七号第三号及び第四号」に、「これを「これら」に改め、同条第二項中「第七号の五第一項」を「第七号の六第一項」に改め、同条を第一百十条の六とする。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

第一百十条の四第一項中「第七号第二号」を「第七号第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「申請は」の下に、「第七号第三号又は第四号の交付金の区分ごと及び同条第三号の交付金にあつては」を加え、同条第三項中「第二種交付金」を「第七号第三号の交付金」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地域会社は、総務省令で定めるところにより、第七号第四号の交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における特定第二種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

第一百十条の四を第一百十条の五とし、第一百十条の三の次に次の一条を加える。

第一百十条の四 地域会社は、その提供する特定第二種最終保障電気通信役務（当該地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において提供する第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務（最終保障電気通信役務として提供されていた第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。）に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）について第七号第四号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、特定第二種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表し

ていることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

2 総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から前項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二 前項の規定による公表をしていないと認められるとき。

第一百十二条第一項中「第七号第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同条第二号」を「同条第三号及び第四号」に改める。

第一百十六条第二項の表第八十四条第二項第一号の項中「第四項」を「第六項」に、「第一百十条の五第二項」を「第一百十条の六第二項」に、「第一百十条の四第一項若しくは第五項」を「第一百十条の五第一項若しくは第六項」に改める。

第一百五十六條に次の一項を加える。

3 前二条の規定は、第二十五条の四第一項に規定する協力に関する協定等について準用する。この場合において、第二百五十四条第一項中「電気通信事業者間において、その一方が」とあるのは「最終保障電気通信事業者が、近隣電気通信事業者（第二十五条の四第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に対し」と、「他の一方」とあるのは「当該近隣電気通信事業者と」、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等（次条第一項において単に「協定等」という。）の細目」と、同項ただし書及び同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは

「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と、前条第一項中「電気通信事業者」とあるのは「最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「協定等の細目」と、同項ただし書中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。 第六百六十条第一号中「第三十五条第一項若しくは」を「第二十五条の五第一項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する裁定、第三十五条第一項若しくは」に改める。 第六百六十一条第一項中「第二十一条第四項の下に」、「第二十五条の五第一項」を加える。 第六百六十四条第三項中「第四号」を「第六号」に改める。 第六百六十七条の三第一項中「(昭和五十九年法律第八十五号)」を削る。 第六百六十九条第一号中「第一種適格電気通信事業者の指定」の下に、「第八百八条の二第一項の規定による地域会社の措置についての確認」を、「第一百十条の四第一項」の下に「の規定による地域会社の措置についての確認、第一百十条の五第一項を加え、「第一百十条の五第二項」を「第一百十条の六第二項」に改め、同条第三号中「第一百十条の五第一項」を「第一百十条の六第一項」に改め、同条第四号中「第十九条第二項第二号」の下に「若しくは第八号」を加え、「第一百七十七条第二号、第八百八条第一項各号若しくは第三項、第	九条第一項から第三項まで」を「第一百七十七条第三号、第八百八条第一項各号若しくは第八項、第八百八条の二第一項若しくは第三項、第九百九条第一項若しくは第三項から第五項まで」に、「第一百十条の五第二項」を「第一百十条の六第二項」に、「第三項若しくは第四項、第一百十条の五第一項」を「第一百十条の五第一項若しくは第三項から第五項まで、第一百十条の六第一項」に改める。 第七百七十八条中「第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだとき。 二 第二十五条の二第一項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を開始しなかつたとき。 三 第二十五条の二第二項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を継続しなかつたとき。 第八百八十六条第三号中「第二十一条第四項」の下に、「第二十五条の五第一項」を加える。 第八百八十八条第一号中「第八百八条第三項」を「第八百八条第八項、第八百八条の二第三項」に改め、同条第七号中「又は第八百八条第三項」を「第八百八条第八項又は第八百八条の二第三項」に改める。 第九百九十三条第一号中「又は第七十三条の二第二項若しくは第五項」を「第七十三条の二第二項若しくは第五項、第八百八条第七項又は第一百十条の三第六項」に改める。 附則第六条第一項中「第一条の二第二項」を「第一条第二項に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改め、同条第二項中「第一条の二	第一項」を「第二条第一項」に改め、「同条第二項に規定する」及び「同条第三項に規定する」を削る。 (日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 第一条の二第二項中「次条第三項第一号イに掲げる都道府県の同号に規定する」を「次条第六項第一号に定める」に改め、同条第三項中「次条第三項第一号ロに掲げる府県の同号に規定する」を「次条第六項第二号に定める」に改める。 第二条第三項第一号を次のように改める。 一 地域電気通信業務(その目的業務区域内において、基礎的電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七條に規定する基礎的電気通信役務をいう。及びその他の電気通信役務(通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。) イ その一端が移動端末設備(電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。と接続される伝送路設備であつて総務省令で定めるものを用いる電気通信役務 ロ 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを用いる電気通信役務 第二条第三項第二号中「前号に掲げる業務」を「地域電気通信業務」に改め、同条第四項中「地域会社は」の下に、「当該業務を開始した	ときは」を加え、「あらかじめ」を削り、同項第二号を次のように改める。 二 他の地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務(前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。を提供する電気通信業務 第二条第五項中「地域電気通信業務」の下に「前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。」を加え、同項ただし書中「こと」の下に「又は地域電気通信業務(電話の役務に係るものを除く。に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供」を加え、同条第六項中「円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務」を削り、「その他の業務」の下に「(同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務その他総務省令で定める業務を除く。以下この条において「活用業務」という。を加え、同項後段を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。 6 前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。 一 東日本電信電話株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域(電気
--	---	---	--

通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。)	12 総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めるときは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	二 電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併	第十八条を第十七条とする。 第十八条の二第一項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項の表第十五条の項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同表第二十五条の項中「第二十五条」の下に「及び第二十六条」を加え、同条を第十八条とする。 第二十三条第三号を削り、第二号を第三号とし、同条第一号中「第六項」を「第八項」に、「第十八条の二」を「第十八条」に改め、同条を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第二条第一項から第四項まで及び第七項に規定する業務以外の業務を行ったとき。 第二十三条第七号及び第八号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。 四 第二条第十一項、第六条第四項から第六項まで又は第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 第二条第十二項若しくは第十三項又は第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。 第二十三条第九号を次のように改める。 九 第十三条の認可を受けずに、同条各号に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他同条の総務省令で定める処分をしたとき。 第二十三条第十号を削る。 第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。 第二十五条 第二条第八項又は第十一項の規定に違反して、公表することを怠り、又は不実の公表をした地域会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。 第四条 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を次のように改正する。
二 西日本電信電話株式会社 京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。)	13 総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めるときは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するために必要な限度において、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。 第四条第二項中「第二十三条第四号」を「第二十三条第六号」に改める。 第六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「方法」を「と」に、「公告しななければ」を「公告するとともに、総務大臣に報告しなれば」に改め、同条に次の二項を加える。 五 会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。 六 会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。	三 地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割 四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割 第十一条第二項中「前項に規定する」を削り、「総務大臣」を「前項」に改め、「(昭和五十九年法律第八十六号)」を削る。 第十三条を削る。 第十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条中「電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しよう」を「次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしよう」に改め、同条に次の各号を加える。 一 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備 二 電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地(総務省令で定めるものに限る。)	第十八条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。 第十八条第二号中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条に次の一号を加える。 三 第十一条第一項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
八 地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準(以下この条において「実施基準」という。)を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 九 実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。 一 活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項 二 活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項 十 地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。 十一 地域会社は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。	第十一条第一項中「会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更についての決議を除く。」を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。 一 会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更	第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。 第十八条第二号中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条に次の一号を加える。 三 第十一条第一項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。	第十八条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。 第十八条第二号中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条に次の一号を加える。 三 第十一条第一項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

第三条を削る。

第二条第五項ただし書中「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は」及び「電話の役務に係るものを除く。」を削り、同条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第十一条第一項第四号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十三条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三号中「第二条第五項」を「第三条第五項」に改め、同条第四号中「第二条第十一項」を「第三条第十一項」に改め、同条第五号中「第二条第十二項」を「第三条第十二項」に改める。

第二十五条中「第二条第八項」を「第三条第八項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気通信事業法第五十条の二第二項、第五十条の三、第五十条の七ただし書、第五十条の九第三号及び第七十八条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条中電気通信事業法第六十七條の三を同法第六十七條の四とし、同法第六十七條の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十九條の改正規定（同条第二号の改正規定（制定又は）を「制定、」に改め、「提供する者の指定」の下に、「第六十七條の三第一

項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定）を加える部分を除く。）及び同条第四号の改正規定を除く。）及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条及び第四条の規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第五項、第十六条並びに第十七条の規定、附則第十八条中電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）第五条第一項の改正規定並びに附則第二十條及び第二十一條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第四条において「第二号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「第一条改正後事業法」という。）第百六十七條の三第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定のために、第一条の規定による改正前の電気通信事業法（附則第四条及び第六条において「第一条改正前事業法」という。）第百六十九條の政令で定める審議会等（次項及び第三項において単に「審議会等」という。）に諮問することができる。

2 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条改正後事業法第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定のために、審議会等に諮問することができる。

3 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総

務省令の制定又は改廃のために、当該各号に定める日前においても、審議会等に諮問することができる。

一 第一条改正後事業法第十条第一項第三号イ若しくはロ（第一条改正後事業法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二條の二第四項第二号、第十九條第二項第二号、第二十六條の四第一項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号若しくは第十項、第五十條の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十條の七、第百十條の二第一項第二号又は第百四十三條の九 施行日

二 第二条の規定による改正後の電気通信事業法（附則第八条及び第九条において「第二条改正後事業法」という。）第十九條第二項第八号、第百七條第三号、第百八條第一項第三号、第百八條の二第一項若しくは第三項、第百九條第一項若しくは第三項から第五項まで、第百十條の二第一項第二号、第百十條の四第一項又は第百十條の五第一項、第四項若しくは第五項 前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）

(附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十條の三の規定の適用に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十條の三（同法第五十條の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第五十條の三第一号中「規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）」とあるのは「規定」と、同条第三号中「第五十條の十」とあるのは「第五十條の九」とする。

(第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用に関する経過措置)

第四条 第二号施行日から施行日の前日までの間における第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」とする。

(現に電気通信事業の登録を受けている者に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者であつて基礎的電気通信役務（同法第七条に規定する基礎的電気通信役務をいい、第一条改正後事業法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。次条において同じ。）を提供しているものについては、施行日において同号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、第一条改正後事業法第十三条第一項及び第五項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「を變更しようとするときは」とあるのは「に変更があつたときは、当該變更の日から三月以内に」と、同条第五項前段中「遅滞なく」とあるのは「これらの変更の日から三月以内に」とする。

(現に電気通信事業の届出をしている者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第一条改正前事業法第十六條第一項の届出をしている者であつて基礎的電気通信役務を提供しているものについては、施行日において第一条改正後事業法第十六條第一項第三号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用

する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「当該変更の日から三月以内に」と、同条第四項中「を変更しようとするときは」とあるのは「に変更があつたときは、当該変更の日から三月以内に」とする。

(電気通信業務の休止等の周知及び届出に関する経過措置)

第七條 第一條改正後事業法第二十六條の四第一項の表の中欄に規定する日が、施行日から施行日から起算して同項の総務省令で定める一年以上の期間が経過する日の前日までの間にある場合における同条の規定の適用については、同項中「同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに」とあるのは「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日以後、速やかに」と、同条第二項中「同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄」とあるのは「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後、速やかに、同表の中欄」とする。

(第一種適格電気通信事業者、第二種適格電気通信事業者及び地域会社に関する経過措置)

第八條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第二條の規定による改正前の電気通信事業法第七項及び次条第五項において「第二條改正前事業法」という。第百八條第一項の規定により同項に規定する第一種適格電気通信事業者として指定をされている者の当該指定は、第三号施行日に、その効力を失う。

2 第二條改正後事業法第百八條第一項に規定する第一種適格電気通信事業者(以下この条において単に「第一種適格電気通信事業者」という。)

の指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百八條第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができ。

3 総務大臣は、前項の規定による指定の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百八條第一項から第三項までの規定の例により、第一種適格電気通信事業者の指定をすることができ。

4 前項の規定により総務大臣が第一種適格電気通信事業者の指定をするときは、第二條改正後事業法第百八條第四項の規定の例により、併せて、当該指定の申請に係る同条第二項第三号に掲げる同条第一項第三号に規定する第一種単位区域のうち同号イ及びロに該当するものを、当該第一種単位区域ごとに、担当第一種支援区域(同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。次項において同じ。)として指定しなければならない。

5 第三項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び前項の規定による担当第一種支援区域の指定は、第三号施行日において、それぞれ、第二條改正後事業法第百八條第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同条第四項の規定による担当第一種支援区域の指定とみなす。

6 地域会社 第二條改正後事業法第二十五條の二第三項第二号イ(2)に規定する地域会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。は、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百八條の二第一項及び第二項の規定の例により、総務大臣の確認を受けることができる。

この場合において、その確認を受けた地域会社は、第三号施行日において、同条第一項の規定により確認を受けたものとみなす。

7 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第二條改正前事業法第百十條の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事業者として指定をされている者は、第三号施行日において、第二條改正後事業法第百十條の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事業者として指定をされたものとみなす。この場合において、当該者の第二條改正前事業法第百十條の三第二項の規定により指定を受けている同項に規定する担当支援区域は、第三号施行日において、第二條改正後事業法第百十條の三第三項の規定により当該者の同項に規定する担当第二種支援区域として指定をされたものとみなす。

8 地域会社は、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百十條の四第一項の規定の例により、総務大臣の確認を受けることができる。この場合において、その確認を受けた地域会社は、第三号施行日において、同項の規定により確認を受けたものとみなす。

9 総務大臣は、第三項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定並びに第六項及び前項の規定による確認については、第二條改正後事業法第百六十九條の規定の例により、同条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。(基礎的電気通信役務支援機関の業務に関する経過措置)

第九條 基礎的電気通信役務支援機関(電気通信事業法第百六條に規定する基礎的電気通信役務支援機関をいう。第三項及び第五項において同じ。は、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百六條第一項において準用する第二條改正後事業法第七十九條第一項の規定の例により、支援業務規程(附則第一條第三号に掲げる規定の施行により必要となる業務の実施

に関する事項に係る部分に限る。)について、その認可の申請をすることができ。

2 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百六條第一項において準用する第二條改正後事業法第七十九條第一項の規定の例により、その認可をすることができ。この場合において、その認可を受けた支援業務規程は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 基礎的電気通信役務支援機関は、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百六條第一項において準用する第二條改正後事業法第八十條第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算(附則第一條第三号に掲げる規定の施行により必要となる業務の実施に関する事項に係る部分に限る。)について、その認可の申請をすることができ。

4 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第二條改正後事業法第百六條第一項において準用する第二條改正後事業法第八十條第一項の規定の例により、その認可をすることができ。この場合において、その認可を受けた事業計画及び収支予算は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

5 第二條改正後事業法第百七條、第百九條、第百十條(第二條改正後事業法第百十條の六第二項において準用する場合を含む。)、第百十條の五、第百十條の六第一項及び第百十二條の規定は、第三号施行日以後に開始する年度(第二條改正後事業法第百七條第一号に規定する年度をいう。以下この項において同じ。)に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二條改正後事業法第百九條第一項に規定する第一種交付金の

交付、第二条改正後事業法第百十条第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二条改正後事業法第百十条の五第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正後事業法第百十条の六第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理について適用し、第三号施行日前に開始した年度に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正前事業法第百九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正前事業法第百十条第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二条改正前事業法第百十条の四第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正前事業法第百十条の五第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理については、なお従前の例による。

(地域会社の業務に関する経過措置)

第十条 地域会社(第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。以下この条において同じ。)は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項に規定する電気通信業務その他の業務を営んでいるときは、施行日から起算して三月を経過する日(地域会社が同日前に第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による同項に規定する実施基準の届出及び公表をしたときは、当該届出をした日又は当該公表をした日のいずれか遅い日)までの間は、第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定にかかわらず、当該業務を従前の例により営むことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律 附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為並びに附則第九条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の施行の状況並びに電気通信技術の進展の状況及びその利用の動向、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者間の競争の状況その他内外の社会経済情勢の変化を勘案し、引き続き、国民生活に不可欠な電気通信役務(同条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この項において同じ。)のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保、電気通信事業(同条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下この項において同じ。)の公正な競争の促進、電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、電気通信事業に係る安全保障の確保、災害その他非常の事態における通信を確保する能力の強化並びに生活の利便性の向上、事業活動の効率化及び地域経済の活性化に寄与する電気通信役務の利用の促進等を図る観点から、電気通信事業に係る制度の在り方について検討を加えるとともに、日本電信電話株式会社

等に関する法律の改廃を含め、第四条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社に係る制度の在り方について検討を加え、それらの結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2

施行日から第三号施行日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第四条」とあるのは「第三条」と、「第二条第一項」とあるのは「第一条の二第二項」とする。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の項中「第百三十八条第四項」の下に「(第百四十三条の十五において準用する場合を含む。)及び第百四十三条の十五」を加える。

(電波法の一部改正)

第十五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

(気象業務法の一部改正)

第十六条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

附則第五項中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第十八条 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を次のように改正する。

第一条中附則第九条第一項を「附則第六条第一項」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

第五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

第六条第二項中「附則第九条」を「附則第六条」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「又は同法第百二十二条第五項の届出を」同法第百二十二条第五項の届出、同法第百四十三条の二第二項の認定又は同法第百四十三条の六第八項の届出」に改める。

(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の一部改正)

第二十条 一次に掲げる法律の規定中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

一 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号 附則第七条 二 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 第一条

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号) 附則第三十二条第六項第二号

(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

(電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二条 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項を削る。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第十六条の二第一項

二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第二条第七項

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十八条の二第一項

(電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正)

第二十四条 電子委任状の普及の促進に関する法律

律(平成二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号イ中「から第五号までの」を「第三号(イ及びロに係る部分を除く)、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ロ中「又は第四号の」を「(イ及びロに係る部分を除く)」に改め、同号ハ中「から第五号までの」を「第三号(イ及びロに係る部分を除く)、第四号又は第六号に掲げる」に改め、同号ニ中「から第五号までの」を「第三号(イ及びロに係る部分を除く)、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ホ中「第五号の」を「第六号に掲げる」に改め、同号ヘ中「又は第四号の」を「(イ及びロに係る部分を除く)」又は第四号に掲げる」に改める。

(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正)

第二十五条 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十条の十二」を「第五十条の十二」に改める。

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十六条 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条のうち電気通信事業法附則第九条第一項の改正規定中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

審査報告書

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年五月二十日

外交防衛委員長 滝沢 求

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、令和七年度一般会計予算(防衛省所管)に人的基盤の抜本的強化に係る経費として約百二十一億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、新たに条約その他の国際約束が署名された際に、当該国際約束が自衛隊法第八十四条の五に規定する物品役務相互提供協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。

二、国会における審議の形骸化を防ぐため、複数

の法改正を一本の法案として提出する形式は、内閣法制局の審査基準でも求められている「政策の統一性」、「条項の関連性」等が明らかに認められる場合に限ること。

三、本法による自衛官の処遇改善は、令和の時代に相応しい処遇確立の端緒に過ぎない。我が国防衛力の中核たる自衛官に見合った俸給表とするため抜本的に見直し、勤務環境を整え、勲章授与基準を拡充するなど、さらなる処遇改善に向け取り組むこと。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月二十四日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「十四万九千七百六十七人」を「十四万九千四百三十人」に、「四万五千四百五十二人」を「四万五千四百六十二人」に、「四万七千七人」を「四万七千三百三十一人」に、「二千百九十三人」を「二千四百二十三人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地方隊」の下に「情報作戦集団」を加え、同条第二項中「及び護衛艦隊」

を「及び水上艦隊」に改め、「掃海隊群及びただし書を削り、同条第三項中「護衛艦隊は、護衛艦隊司令官及び護衛艦隊」を「水上艦隊は、水上艦隊司令官及び水上戦群、水陸両用戦機雷戦群、哨戒防備群」に改め、同条第六項中「掃海隊、基地隊その他の」及びただし書を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 情報作戦集団は、情報作戦集団司令官、作戦情報群及びサイバー防護群から成る。

第十六条の二の見出しを「水上艦隊司令官」に改め、同条中「護衛艦隊の」を「水上艦隊の」に、「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改める。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(情報作戦集団司令官)
第十七条の二 情報作戦集団の長は、情報作戦集団司令官とする。

2 情報作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、情報作戦集団の隊務を統括する。
第十八条中「護衛艦隊」を「水上艦隊」に改め、「地方隊」の下に、「情報作戦集団」を加える。
第二十条第二項中、「航空戦術教導団」を削る。

第二十一条の二第二項中「地方隊」の下に、「情報作戦集団」を加える。

第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給本部
第二十四条第二項中「及び補給統制本部を、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として補給本部」を削る。
第二十六条第三項ただし書及び同条第四項を

削り、同条第五項中「海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。
(補給本部)

第二十六条の二 補給本部においては、前条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに補給処の管理を行うとともに、陸上自衛隊及び海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 補給本部に、補給本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

第二十七条の三及び第二十七条の四を削る。
第二十八条中、「補給統制本部長」を削る。
第二十九条第一項中「及び自衛官候補生」を削る。

第三十三条中、「自衛官候補生」を削り、「を除き」を「及び第九十九条の二第一項を除き」に改める。

第三十六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とする。

第四十五条の二第一項中「引き続いて」を削る。
第五十八条第二項中、「自衛官候補生」を削る。

第七十二条の次に次の一条を加える。
(勤続報奨金)
第七十二条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官(第七十条第一項各号の

規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができ

る。
第七十三条の三第一項中「第二号」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(事業を営む予備自衛官に対する給付金)

第七十三条の四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事業を営む予備自衛官が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときであつて、当該事業を継続するとき、当該予備自衛官に対し、自ら当該事業を行うことができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、当該予備自衛官の事業の継続に資するための給付金として支給することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 自衛官としての勤務のために当該事業を行うことができなかった日(招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。)

二 前条第二項第二号に掲げる場合 当該負傷又は疾病の療養のために当該事業を行うことができなかった日(招集の解除の日又は第七十一条第一項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業を行うことができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

2 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条の七を次のように改める。
第七十五条の七 削除

第七十五条の八中「第七十三条から」を「第七十二条の二から」に、「第七十三条の二」中「第七十

十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、を「第七十二条の二、第七十三条の二及び」に改め、「同項第二号」の下に「及び第七十三

条の四第一項第二号」を加える。

第八十四条の五第一項第三号中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツ」を「物品役務相互提供協定(自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間の物品又は役務の相互の提供に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて、物品又は役務の相互の提供を実施する活動及び提供する物品又は役務並びに当該提供を実施する場合における決済その他の手続について定めるものをいう。第百条の九において同じ。)の我が国以外の締約国(次項第四号、第百条の八及び第百条の九において「締約国」という。)に改め、同条第二項第四号中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツ」を「締約国」に改める。

第九十七条第一項及び第二項中「及び自衛官候補生」を削る。

第九十九条の次に次の一条を加える。

(留学費用の償還)

第九十九条の二 留学(防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学してその課程を履修する研修(三年以内の研修を除く。)であつて、学生防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下この項において同じ。)の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して政令で定めるものをいう。以下こ

の項において同じ。を命ぜられた学生は、次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

一 当該留学を開始した日から自衛官に任用される日までの期間 当該留学のために国が支出した留学費用(旅費その他の留学に必要な費用として政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の総額に相当する金額

二 自衛官に任用される日の翌日から起算した在职期間が八年に達するまでの期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した自衛官としての在职期間が増加する程度に応じて百分の百から一定の割合で通減するよう政令で定める率を乗じて得た金額

前項の離職した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとする。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

第百条の六第一項中「及び次条」を「から第百条の八まで」に改める。

第百条の八の見出し中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条第一項中「オーストラリア軍隊(オーストラリアの軍隊をいう)」を「締約国の軍隊(合衆国軍隊を除く)」に、「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改

め、同項第一号から第八号までの規定中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同項第九号中「オーストラリア内にあるオーストラリア軍隊の施設」を「締約国の軍隊の施設」当該締約国にあるものに限る。に、「行うオーストラリア軍隊」を「行う締約国の軍隊」に改め、同条第二項及び第三項中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条第四項中「武器の下に」同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。を加える。

第百条の九の見出し中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」を「当該締約国との間の物品役務相互提供協定」に改める。

第百条の十から第百条の十九までを削る。

第百九条第一項中「に」を「及び装備移転防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう」の対象となる船舶として製造されるもの(水陸両用車両を含む。以下この項、第百十一条の二及び第百十一条の三において「装備移転船舶」という。)に改め、同項ただし書中「船舶」を「船舶及び装備移転船舶」に改める。

第百十一条の次に次の二条を加える。

(装備移転船舶についての技術上の基準)

第百十一条の二 防衛大臣は、装備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めなければならない。

(検査)

第百十一条の三 装備移転船舶は、前条の技術上の基準に適合するかどうかについて防衛省

令で定めるところにより防衛大臣の検査を受け、かつ、これに合格したものでなければ、航行の用に供してはならない。

第三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「航空法中」を「航空法」に、

「並びにその航空機を」及び「装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。第百九条第一項において同じ。)の対象となる航空機として製造されるもの(第七項において「装備移転航空機」という。)(以下この条及び附則第七項において「自衛隊の使用する航空機等」と総称する。))並びにこれら」に改め、同条第三項中「自衛隊の使用する航空機及びその航空機を」自衛隊の使用する航空機等及びこれらに改め、同条第五項中「自衛隊が使用する航空機を」自衛隊の使用する航空機等」に、「その航空機を」これらに改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「自衛隊の使用する航空機を」自衛隊の使用する航空機等」に、「自衛隊以外の者が使用する」を「自衛隊の使用する航空機等以外の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 装備移転航空機を製造する者は、第五項の規定により防衛大臣が定める基準(装備移転航空機に係るものに限る。)に適合することについて、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の確認を受けなければならない。

第百九条第一項中「(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。))を削り、「第百十一条の二及び第百十一条の三を」及び次条から第百十一条の二まで」に改める。

第百十條中「及びこれ」を「及び装備移転船舶並びにこれら」に、「隊員」を「者」に、「又はこれ」を「又はこれら」に改める。

第百十條(見出しを含む。)中「自衛隊の使用する船舶」の下に「及び装備移転船舶」を加える。

第百十條の二を削る。

第百十條の三の見出しを「検査等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 装備移転船舶を航行しようとする者は、前条の配員の基準に従つて配員して航行することについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の確認を受けた後でなければ、これを航行してはならない。

第百十條の三を第百十條の二とする。

附則第七項中「自衛隊の使用する航空機並びにその航空機を」自衛隊の使用する航空機等並びにこれらに改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自衛官任用一時金」の下に「指定場所生活調整金」を加える。

第十六条第一項に次の一号を加える。

六 航空管制官 航空管制官手当

第十六条第三項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第十九条中「特殊作戦隊員手当」の下に「航空管制官手当」を加える。

第二十四条の三第二項中「四千元」を「一万二千三百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「一万六千元」を「一万八千五百円」に改める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(指定場所生活調整金の支給)

第二十六条の三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続き同条第一項の自衛官に任用された者及び同条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの(以下この項において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。)が、基準期間(自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等の採用の日から六年を経過するまでの期間をその初日以後一年ごとに区分した期間をいう。)の全部を第十八条第一項に規定する集団的居住場所その他の防衛大臣が定める場所に居住する場合には、当該基準期間に係る指定場所生活調整金を支給する。

2 前項の指定場所生活調整金の額は、政令で定める。

3 第一項の指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第二項中「及び特殊作戦隊員手当」を、「特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に、「及び営外手当」を、「航空管制官手当及び営外手当」に改める。

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「自衛官任用一時金」を削る。

第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十二條第一項中「自衛官候補生」を削る。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三の前の見出しを削り、同条を第二十四条の二とし、同条の前の見出しとして「(予備自衛官等の給与)」を付し、第二十四条の四を第二十四条の三とし、第二十四条の五を第

二十四条の四とし、第二十四条の六を第二十四条の五とする。

第二十四条の七中「第二十四条の三」を「第二十四条の二」に改め、同条を第二十四条の六とする。

第二十六条の二を削る。

第二十六条の三第一項中「第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続き同条第一項」を「第三十六条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、「(以下この項において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。)」を削り、「自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等」を「これらの自衛官」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第二十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「(前号の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第六項中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第八項中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第九項第一号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第二号中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第六条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第一項中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という。)」を「締約国(自衛隊法第八十四条の五第一項第三号に規定する締約国をいう。以下この条において同じ。)の軍隊」に、「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第二項中「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第四項中「武器」の下に「(同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。)」を加え、同条第五項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自衛隊法第八十四条の五の改正規定、同法第百条の六第一項の改正規定、同法第百条の八(見出しを含む。)の改正規定、同法第百条の九(見出しを含む。)の改正規定及び同法第百条の十から第百条の十九までを削る改正規定並びに第六条の規定並びに附則第八条の規定 公布の日

二 第二条中自衛隊法第三十三条の改正規定「(、自衛官候補生」を削る部分を除く。及び同法第九十九条の次に一条を加える改正規定並びに第四条の規定(第四号に掲げる改正規

定を除く。)並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項の改正規定を除く。)の規定 公布の日又は令和七年四月一日のいずれか遅い日

三 第二条中自衛隊法第四十五条の二第一項の改正規定 令和七年十月一日

四 第二条中自衛隊法第七十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十五条の七の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに第四条中防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条

の三第二項及び第二十四条の四第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条中自衛隊法第百九条第一項の改正規定及び同法第百十一条の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条及び第九条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

六 第三条の規定及び附則第十三条の規定 令和八年四月一日

七 第二条中自衛隊法第二十九条第一項の改正規定、同法第三十三条の改正規定「(、自衛官候補生」を削る部分に限る。)、同法第三十六条の改正規定、同法第五十八条第二項の改正規定並びに同法第九十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条の規定並びに附則第五条、第六条、第十条及び第十二条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（勤続報奨金の支給に関する経過措置）

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日前に
第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。
次条において同じ。）による改正前の自衛隊法第
七十五条の七の規定により勤続報奨金を支給す
ることができることとされていた即応予備自衛
官（自衛隊法第七十五条の四第一項各号の規定
による招集命令を受け、同条第三項の規定によ
り自衛官となつてゐる者を含む。）に係る当該勤
続報奨金の支給については、なお従前の例によ
る。

（事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に
対する給付金の支給に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の自衛隊法
（以下この条において「第四号改正後自衛隊法」
という。）第七十三条の四（第四号改正後自衛
隊法第七十五条の八において読み替へて準用す
る場合を含む。）の規定は、附則第一条第四号に
掲げる規定の施行の日以後に自衛隊法第七十
条第一項各号若しくは第七十五条の四第一項
各号の規定による招集命令又は同法第七十一
条第一項若しくは第七十五条の五第一項の規
定による訓練招集命令を受けた第四号改正後
自衛隊法第七十三條の三第一項（第四号改正
後自衛隊法第七十五條の八において読み替へ
て準用する場合を含む。）に規定する予備自衛
官又は即応予備自衛官について適用する。

（指定場所生活調整金の支給に関する経過措置）
第四条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲
げる改正規定に限る。）による改正後の防衛省
の職員の給与等に関する法律第二十六条の三
の規定は、同条に規定する基準期間の末日が
同号に掲げる規定の施行の日以後である者につ
いて適用する。

（自衛官任用一時金の支給に関する経過措置）
第五条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行
の日前に第五条の規定による改正前の防衛省の
職員の給与等に関する法律第二十六条の二第
一項の規定により自衛官任用一時金の支給を
受けた者については、同条第三項の規定は、そ
の任用期間が満了するまでの間、なおその効力
を有する。

（退職手当の特例に関する経過措置）
第六条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行
の日前に第五条の規定による改正前の防衛省
の職員の給与等に関する法律第二十八条第一
項第一号に掲げる区分に該当した者に係る退
職手当の支給については、なお従前の例によ
る。

（罰則に関する経過措置）
第七条 附則第一条第五号及び第六号に掲げ
る規定の施行前にした行為に対する罰則の適
用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に關し必要な経過
措置は、政令で定める。

（高圧ガス保安法の一部改正）
第九条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律
第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶及び」を「船舶
内並びに」、「内に」を「及び装備移転（防衛
省が調達する装備品等の開発及び生産のため
の基盤の強化に関する法律（令和五年法律第
五十四号）第二条第四項に規定する装備移転を
いう。）の対象となる船舶として製造されるもの
（水陸両用車両を含む。）内に」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部
改正）
第十条 国家公務員の育児休業等に関する法律
（平成三年法律第九号）の一部を次のように
改正する。

第二十七条第一項の表第三条第一項の項中

職員（第二十三條第二項）	職員（自衛官候補生、第二十二項）
、任命権者	、自衛隊法（昭和二十九年法第一項の規定により同法第二免について権限を有する者

三條第二項

法律第六十五号）第三十一條を
第五項に規定する隊員の任
（以下「任命権者」という。）

、任命権者	、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十第一項の規定により同法第二免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
-------	--

に改め、同表第十二條第一項の項中、「自衛官候補生」を削り、同表前條第一項の項を削り、同表前條第二項の項中「前條第二項」を「前條第一項及び第二項」に改める。

（國際機關等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正）
第十一條 國際機關等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「学資金」を「学資金等」に改め、同条中「及び第九十九條第一項」を「、第九十九條第一項及び第九十九條の二第一項第二号」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）
第十二條 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中、「自衛官候補生」を削り、同條第四項中「及び第九十九條第一項」を「、第九十九條第一項及び第九十九條の二第一

項第二号」に改める。

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第十三條 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第号）の一部を次のように改正する。

第四條のうち自衛隊法中第九十五條の四を第九十五條の五とし、第九十五條の三の次に一條を加える改正規定の次に次のように加える。

第九十七條第一項中「（令和五年法律第五十四号）を削る。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「人事官(川本裕子君)」

賛成者氏名

二二四名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 岡田 直樹君
加田 裕之君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 古賀友一郎君
小林 一大君 上月 良祐君
古庄 玄知君 佐藤 信秋君
佐藤 啓君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 白坂 亜紀君
進藤金日子君 末松 信介君
田中 昌史君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 栢植 芳文君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
友納 理緒君 豊田 俊郎君
中曽根弘文君 中田 宏君
中西 祐介君 永井 学君
長峯 誠君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君

羽生田 俊君

長谷川英晴君
比嘉奈津美君
藤川 政人君
船橋 利実君
星 北斗君
本田 顕子君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
三原じゅん子君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森屋 宏君
山下 雄平君
山田 俊男君
山田 俊子君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉川ゆうみ君
若林 洋平君
青木 愛君
石川 大我君
打越さく良君
小沼 巧君
奥村 政佳君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
古賀 千景君
斎藤 嘉隆君
柴 慎一君
田島麻衣子君
高木 真理君
徳永 エリ君
羽田 次郎君
福島みずほ君
牧山ひろえ君

長谷川 岳君

馬場 成志君
藤井 一博君
藤木 眞也君
古川 俊治君
堀井 巖君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
三浦 靖君
三宅 伸吾君
宮沢 洋一君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 太郎君
山田 宏君
山本 啓介君
山本 順三君
和田 政宗君
渡辺 猛之君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
小沢 雅仁君
大椿ゆうこ君
鬼木 誠君
川田 龍平君
岸 眞紀子君
小西 洋之君
古賀 之士君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
辻元 清美君
野田 国義君
広田 一君
福山 哲郎君
三上 えり君

水岡 俊一君

村田 享子君
森屋 隆君
吉川 沙織君
伊藤 孝江君
上田 勇君
窪田 哲也君
里見 隆治君
下野 六太君
高橋 次郎君
竹内 真二君
新妻 秀規君
平木 大作君
宮崎 勝君
安江 伸夫君
山本 博司君
若松 謙維君
浅田 均君
石井 苗子君
嘉田由紀子君
金子 道仁君
柴田 巧君
中条きよし君
松沢 成文君
柳ヶ瀬裕文君
伊藤 孝恵君
上田 清司君
田村 まみ君
堂込麻紀子君
浜口 誠君
井上 哲士君
岩渕 友君
吉良よし子君
小池 晃君
仁比 聡平君
山添 拓君
高良 鉄美君

水野 素子君

森本 真治君
横沢 高德君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
塩田 博昭君
杉 久武君
高橋 光男君
谷合 正明君
西田 実仁君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山口那津男君
横山 信一君
青島 健太君
石井 章君
猪瀬 直樹君
片山 大介君
串田 誠一君
高木かおり君
藤巻 健史君
松野 明美君
山口 和之君
磯崎 哲史君
川合 孝典君
竹詰 仁君
芳賀 道也君
浜野 喜史君
伊藤 岳君
紙 智子君
倉林 明子君
大門実紀史君
山下 芳生君
伊波 洋一君
齊藤健一郎君

浜田 聡君

大野 泰正君
鈴木 宗男君
ながえ孝子君
平山佐知子君

梅村みずほ君

神谷 宗幣君
寺田 静君
長浜 博行君
宮口 治子君

反対者氏名

四名

大島九州男君
船後 靖彦君天畠 大輔君
山本 太郎君

国家公務員等の任命に関する件「原子力委員会委員(古橋幸子君)及び原子力規制委員会委員(杉山智之君及び神田玲子君)」

賛成者氏名

二一五名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
梶原 大介君 片山さつき君
神谷 政幸君 北村 経夫君
古賀友一郎君 小林 一大君
こやり隆史君 古庄 玄知君
上野 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 櫻井 充君
山東 昭子君 清水 真人君

川田 龍平君	鬼木 誠君	大椿ゆうこ君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	石垣のりこ君	渡辺 猛之君	和田 政宗君	山本 順三君	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	山崎 正昭君	森 まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	末松 信介君	白坂 亜紀君										
木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君	山本佐知子君	山田 俊男君	山下 雄平君	山下 雄平君	森屋 宏君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	田中 昌史君	進藤金日子君										
伊藤 孝恵君	柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	石井 苗子君	浅田 均君	若松 謙維君	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君	平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君										
磯崎 哲史君	山口 和之君	松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 慎一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君										
上野 通子君	今井絵理子君	磯崎 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	賛成者氏名										反対者氏名										宮口 治子君	長浜 博行君	寺田 静君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君	齊藤健一郎君	浜野 喜史君	芳賀 道也君	竹詰 仁君	榛葉賀津也君	上田 清司君						
白井 正一君	岩本 剛人君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	生稲 晃子君	有村 治子君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	国家公務員等の任命に関する件「個人情報保護委員会委員長(手塚悟君)及び中央社会保険医療協議会公益委員(飯塚敏晃君)」										高良 鉄美君	山本 太郎君	天畠 大輔君	山添 拓君	仁比 聡平君	小池 晃君	吉良よし子君	岩渕 友君	井上 哲士君	一七名										伊藤 岳君	紙 智子君	倉林 明子君	大門実紀史君	山下 芳生君	大島九州男君	船後 靖彦君	伊波 洋一君
森 まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	末松 信介君	白坂 亜紀君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	上月 良祐君	古賀友一郎君	こやり隆史君	神谷 政幸君	梶原 大介君	岡田 直樹君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	小川 克巳君	江島 潔君										
森屋 宏君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	田中 昌史君	進藤金日子君	清水 真人君	櫻井 充君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	古庄 玄知君	小林 一大君	北村 経夫君	片山さつき君	加田 裕之君	太田 房江君	越智 俊之君	小野田紀美君	衛藤 晟一君										

山崎 正昭君	山下 雄平君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	国家公務員等の任命に関する件〔公認会計士・監査審査会委員(宮本佐知子君)、預金保険機構理事(田口紀子君及び島村英君)、労働保険審査会委員(齋藤育子君)及び中央社会保険医療協議会公益委員(本田文子君)〕	青木 一彦君	永井 学君	長峯 誠君
山田 太郎君	山田 俊男君	安江 伸夫君	山口那津男君	阿達 雅志君	赤池 誠章君	西田 昌司君	野上浩太郎君
山田 宏君	山谷えり子君	山本 博司君	横山 信一君	青山 繁晴君	浅尾慶一郎君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
山本 啓介君	山本佐知子君	若松 謙維君	青島 健太君	赤松 健君	有村 治子君	長谷川 岳君	長谷川英晴君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	浅田 均君	石井 章君	朝日健太郎君	生稲 晃子君	馬場 成志君	比嘉奈津美君
和田 政宗君	若林 洋平君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	井上 義行君	石井 浩郎君	藤井 一博君	藤川 政人君
渡辺 猛之君	青木 愛君	嘉田由紀子君	片山 大介君	石井 準一君	石田 昌宏君	藤木 眞也君	船橋 利実君
石垣のりこ君	石川 大我君	金子 道仁君	串田 誠一君	石井 正弘君	石田 邦子君	古川 俊治君	星 北斗君
石橋 通宏君	打越さく良君	柴田 巧君	高木かおり君	磯崎 仁彦君	猪口 剛人君	堀井 蔵君	本田 顕子君
小沢 雅仁君	小沼 巧君	中条きよし君	藤巻 健史君	今井絵理子君	白井 正一君	舞立 昇治君	牧野たかお君
大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	松沢 成文君	松野 明美君	上野 通子君	衛藤 晟一君	松川 るい君	松下 新平君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	磯崎 仁彦君	小野田紀美君	松村 祥史君	松山 政司君
川田 龍平君	木戸口英司君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	石井 正弘君	越智 俊之君	三浦 靖君	三原じゅん子君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君	上田 清司君	川合 孝典君	磯崎 仁彦君	太田 房江君	三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
小西 洋之君	古賀 千景君	榛葉賀津也君	田村 まみ君	上野 通子君	加田 裕之君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
古賀 之土君	斎藤 嘉隆君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君	江島 潔君	小野田紀美君	森 まさこ君	森屋 宏君
塩村あやか君	柴 慎一君	芳賀 道也君	浜口 誠君	小川 克巳君	小野田紀美君	山崎 正昭君	山下 雄平君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	浜野 喜史君	舟山 康江君	尾辻 秀久君	越智 俊之君	山田 太郎君	山田 俊男君
田名部匡代君	高木 真理君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	大家 敏志君	太田 房江君	山本 啓介君	山谷えり子君
辻元 清美君	徳永 エリ君	齊藤健一郎君	浜田 聡君	岡田 直樹君	片山さつき君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
野田 国義君	羽田 次郎君	梅村みずほ君	大野 泰正君	梶原 大介君	北村 経夫君	和田 政宗君	若林 洋平君
広田 一君	福島みずほ君	神谷 宗弊君	鈴木 宗男君	神谷 政幸君	小林 一大君	渡辺 猛之君	青木 愛君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君	寺田 静君	ながえ孝子君	こやり隆史君	古庄 玄知君	石垣のりこ君	石川 大我君
三上 えり君	水岡 俊一君	長浜 博行君	平山佐知子君	古賀友一郎君	佐藤 啓君	石橋 通宏君	打越さく良君
水野 素子君	村田 享子君	宮口 治子君		上月 良祐君	佐藤 正久君	小沢 雅仁君	小沼 巧君
森本 真治君	森屋 隆君			佐藤 信秋君	櫻井 充君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
吉川 沙織君	秋野 公造君			酒井 庸行君	清水 真人君	鬼木 誠君	勝部 賢志君
伊藤 孝江君	石川 博崇君			山東 昭子君	進藤金日子君	川田 龍平君	木戸口英司君
上田 勇君	河野 義博君			白坂 亜紀君	田中 昌史君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君
窪田 哲也君	佐々木さやか君			末松 信介君	滝沢 求君	小西 洋之君	古賀 千景君
里見 隆治君	塩田 博昭君			高橋はるみ君	武見 敬三君	古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
下野 六太君	杉 久武君			滝波 宏文君	鶴保 庸介君	塩村あやか君	柴 慎一君
高橋 次郎君	高橋 光男君			柘植 芳文君	友納 理緒君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
竹谷とし子君	谷合 正明君			堂故 茂君	中曾根弘文君	田名部匡代君	高木 真理君
新妻 秀規君	西田 実仁君			豊田 俊郎君	中西 祐介君	辻元 清美君	徳永 エリ君
平木 大作君	三浦 信祐君			中田 宏君		野田 国義君	羽田 次郎君

吉良よし子君	倉林 明子君	小池 晃君	大門実紀史君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
岩淵 友君	紙 智子君	仁比 聡平君	山下 芳生君	酒井 庸行君	櫻井 充君	鬼木 誠君	勝部 賢志君
井上 哲士君	伊藤 康江君	山添 拓君	大島九州男君	山東 昭子君	清水 真人君	川田 龍平君	木戸口英司君
浜野 喜史君	舟山 康江君	天晶 大輔君	船後 靖彦君	白坂 重紀君	進藤金日子君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君
芳賀 道也君	浜口 誠君	山本 太郎君	伊波 洋一君	末松 信介君	田中 昌史君	小西 洋之君	古賀 千景君
竹詰 仁君	堂込麻紀子君	高良 鉄美君	齊藤健一郎君	高橋はるみ君	滝沢 求君	古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
榛葉賀津也君	田村 まみ君	浜田 聡君	梅村みずほ君	滝波 宏文君	武見 敬三君	塩村あやか君	柴 慎一君
上田 清司君	川合 孝典君	大野 泰正君	神谷 宗幣君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	鈴木 宗男君	寺田 静君	堂故 茂君	友納 理緒君	田名部匡代君	高木 真理君
柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	ながえ孝子君	宮口 治子君	豊田 俊郎君	中西 祐介君	辻元 清美君	徳永 エリ君
松沢 成文君	松野 明美君	平山佐知子君	宮口 治子君	中田 宏君	長峯 誠君	野田 国義君	羽田 次郎君
中条きよし君	藤巻 健史君	阿達 雅志君	青木 一彦君	永井 学君	野上浩太郎君	福田 一君	福島みずほ君
柴田 巧君	高木かおり君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	西田 昌司君	羽生田 俊君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君
金子 道仁君	串田 誠一君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	野村 哲郎君	長谷川英晴君	三上 えり君	水岡 俊一君
嘉田由紀子君	片山 大介君	朝日健太郎君	有村 治子君	長谷川 岳君	比嘉奈津美君	水野 素子君	村田 享子君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君	井上 義行君	生稲 晃子君	堀井 巖君	藤川 政人君	森本 真治君	森屋 隆君
浅田 均君	石井 章君	石井 準一君	石田 浩郎君	古川 俊治君	船橋 利実君	横沢 高德君	吉川 沙織君
若松 謙維君	青島 健太郎君	阿達 雅志君	青木 一彦君	藤木 真也君	星 北斗君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
山本 博司君	横山 信一君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	藤井 一博君	本田 顕子君	石川 博崇君	上田 勇君
安江 伸夫君	山口那津男君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	馬場 成志君	牧野たかお君	河野 義博君	窪田 哲也君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	朝日健太郎君	有村 治子君	馬場 成志君	松下 新平君	佐々木さやか君	里見 隆治君
平木 大作君	三浦 信祐君	井上 義行君	生稲 晃子君	堀井 巖君	松山 政司君	塩田 博昭君	下野 六太君
新妻 秀規君	西田 実仁君	石井 準一君	石田 浩郎君	松川 るい君	三原じゅん子君	杉 久武君	高橋 次郎君
竹谷とし子君	谷合 正明君	石井 正弘君	石田 昌宏君	松村 祥史君	宮崎 雅夫君	高橋 光男君	竹内 真二君
高橋 光男君	竹内 真二君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	三浦 靖君	宮本 周司君	竹谷とし子君	谷合 正明君
杉 久武君	下野 六太君	今井絵理子君	岩本 剛人君	三宅 伸吾君	森屋 宏君	新妻 秀規君	西田 実仁君
塩田 博昭君	里見 隆治君	上野 通子君	白井 正一君	宮沢 洋一君	山下 雄平君	平木 大作君	三浦 信祐君
佐々木さやか君	窪田 哲也君	江島 潔君	衛藤 晟一君	森 まさこ君	山田 俊男君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君
河野 義博君	窪田 哲也君	小川 克巳君	小野田紀美君	山崎 正昭君	山田 佐知子君	安江 伸夫君	山口那津男君
石川 博崇君	上田 勇君	尾辻 秀久君	越智 俊之君	山田 太郎君	山本 佑子君	山本 博司君	横山 信一君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	大家 敏志君	太田 房江君	山本 啓介君	山本 佑子君	若松 謙維君	青島 健太郎君
横沢 高德君	吉川 沙織君	岡田 直樹君	加田 裕之君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	浅田 均君	石井 章君
石川 博崇君	伊藤 孝江君	梶原 大介君	片山さつき君	山本 順三君	若林 洋平君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君
塩田 博昭君	窪田 哲也君	神谷 政幸君	北村 経夫君	和田 政宗君	青木 愛君	嘉田由紀子君	片山 大介君
佐々木さやか君	里見 隆治君	こより隆史君	小林 一大君	石垣のりこ君	石川 大我君	金子 道仁君	串田 誠一君
高橋 次郎君	窪田 哲也君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	石橋 通宏君	打越さく良君	柴田 巧君	高木かおり君
下野 六太君	窪田 哲也君	上野 良祐君	佐藤 啓君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	藤巻 健史君	松沢 成文君

反対者氏名	井上 哲士君	伊藤 岳君	山東 昭子君	清水 真人君	川田 龍平君	木戸口英司君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	磯崎 明美君	柳ヶ瀬裕文君
	岩渕 友君	紙 智子君	白坂 亜紀君	進藤金日子君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	古賀 千景君	榛葉賀津也君	山口 和之君	伊藤 孝恵君
	吉良よし子君	倉林 明子君	末松 信介君	田中 昌史君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	竹詰 仁君	磯崎 哲史君	上田 清司君
	小池 晃君	大門実紀史君	高橋はるみ君	滝沢 求君	古賀 之土君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	芳賀 道也君	川合 孝典君	榛葉賀津也君
	仁比 聡平君	山下 芳生君	滝波 宏文君	武見 敬三君	塩村あやか君	田島麻衣子君	高木 真理君	岩渕 友君	田村 まみ君	竹詰 仁君
	山添 拓君	大島九州男君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	徳永 エリ君	吉良よし子君	堂込麻紀子君	芳賀 道也君
	天島 大輔君	船後 靖彦君	堂故 茂君	友納 理緒君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	徳永 エリ君	岩渕 友君	浜口 誠君	芳賀 道也君
	山本 太郎君	齊藤健一郎君	豊田 俊郎君	中曾根弘文君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	徳永 エリ君	岩渕 友君	舟山 康江君	伊波 喜史君
	浜田 聡君		中田 宏君	中西 祐介君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	徳永 エリ君	岩渕 友君	高良 鉄美君	大野 泰正君
			永井 学君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	徳永 エリ君	岩渕 友君	鈴木 宗男君	梅村みずほ君
賛成者氏名	阿達 雅志君	青木 一彦君	藤井 一博君	藤川 政人君	横沢 高德君	吉川 沙織君	伊藤 孝江君	上田 勇君	阿達 雅志君	青木 一彦君
	青山 繁晴君	赤池 誠章君	堀井 巖君	星 北斗君	石川 博崇君	窪田 哲也君	里見 隆治君	下野 六太君	朝日健太郎君	有村 治子君
	赤松 健君	浅尾慶一郎君	堀井 巖君	星 北斗君	石川 博崇君	窪田 哲也君	里見 隆治君	下野 六太君	朝日健太郎君	有村 治子君
	井上 義行君	生稲 晃子君	松川 るい君	松下 新平君	杉 久武君	高橋 次郎君	竹内 真二君	大島九州男君	井上 義行君	生稲 晃子君
	石井 準一君	石井 浩郎君	松村 祥史君	松山 政司君	三原じゅん子君	高橋 光男君	竹内 真二君	大島九州男君	石井 準一君	石井 浩郎君
	石井 正弘君	石田 昌宏君	三浦 靖君	三原じゅん子君	高橋 光男君	竹内 真二君	竹内 真二君	大島九州男君	石井 正弘君	石田 昌宏君

国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経
営委員会委員(禰原一夫君)」

賛成者氏名

二二四名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
梶原 大介君 片山さつき君
神谷 政幸君 北村 経夫君
こやり隆史君 小林 一大君
古賀友一郎君 古庄 玄知君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 櫻井 充君
山東 昭子君 清水 真人君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋はるみ君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 友納 理緒君
豊田 俊郎君 中曽根弘文君
中田 宏君 中西 祐介君
永井 学君 長峯 誠君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

投票者氏名

長谷川 岳君 馬場 成志君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山田 太郎君 山田 宏君 山田 啓介君 山本 順三君 山本 政宗君 和田 猛之君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之土君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君

長谷川英晴君 比嘉奈津美君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君 打越さく良君 小沼 巧君 奥村 政佳君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 田島麻衣子君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君

水野 素子君 森本 眞治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 磯崎 哲史君 榎葉賀津也君 竹詰 仁君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 浜田 聡君

村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 金子 道仁君 柴田 巧君 中条きよし君 松沢 成文君 柳ヶ瀬裕文君 伊藤 孝恵君 川合 孝典君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 舟山 康江君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 齊藤健一郎君 梅村みずほ君

反対者氏名

大島九州男君 船後 靖彦君 伊波 洋一君 天畠 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君 六名

国家公務員等の任命に関する件「日本銀行政策委員会審議委員(増一行君)」
賛成者氏名 二二六名

阿達 雅志君 青山 繁晴君 赤松 健君 朝日健太郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 岡田 直樹君 梶原 大介君 神谷 政幸君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 山東 昭子君 白坂 亜紀君 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 太田 房江君 加田 裕之君 片山さつき君 北村 経夫君 小林 一大君 古庄 玄知君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 櫻井 充君 清水 真人君 進藤金日子君

川田 龍平君	鬼木 誠君	大椿ゆうこ君	小沢 雅仁君	石橋 通宏君	石垣のりこ君	渡辺 猛之君	和田 政宗君	山本 順三君	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	山崎 正昭君	森 まさこ君	宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	末松 信介君																																																							
木戸口英司君	勝部 賢志君	奥村 政佳君	小沼 巧君	打越さく良君	石川 大我君	青木 愛君	若林 洋平君	吉川ゆうみ君	山本佐知子君	山谷えり子君	山田 俊男君	山下 雄平君	森屋 宏君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君	松山 政司君	松下 新平君	牧野たかお君	本田 顕子君	星 北斗君	船橋 利実君	藤川 政人君	比嘉奈津美君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曽根弘文君	友納 理緒君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	滝沢 求君	田中 昌史君																																																							
柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	中条きよし君	柴田 巧君	金子 道仁君	嘉田由紀子君	石井 苗子君	浅田 均君	若松 謙維君	山本 博司君	安江 伸夫君	宮崎 勝君	平木 大作君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高橋 光男君	杉 久武君	塩田 博昭君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	横沢 高德君	森本 真治君	水野 素子君	三上 えり君	福山 哲郎君	広田 一君	野田 国義君	辻元 清美君	田名部匡代君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君																																																							
山口 和之君	松野 明美君	藤巻 健史君	高木かおり君	串田 誠一君	片山 大介君	猪瀬 直樹君	石井 章君	青島 健太君	横山 信一君	山口那津男君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 真二君	高橋 次郎君	下野 六太君	里見 隆治君	窪田 哲也君	上田 勇君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	森屋 隆君	村田 享子君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	福島みずほ君	羽田 次郎君	徳永 エリ君	高木 真理君	田島麻衣子君	柴 慎一君	斎藤 嘉隆君	古賀 千景君	熊谷 裕人君																																																							
上野 通子君	今井絵理子君	磯崎 仁彦君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	国家公務員等の任命に関する件「社会保険審査会 委員(浦野真美子君)」										賛成者氏名										反対者氏名																																																												
白井 正一君	岩本 剛人君	猪口 邦子君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	生稲 晃子君	有村 治子君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	二二〇名										大島九州男君	船後 靖彦君	齊藤健一郎君	天畠 大輔君	山本 太郎君	浜田 聡君	宮口 治子君	長浜 博行君	寺田 静君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君	伊波 洋一君	山下 芳生君	大門実紀史君	倉林 明子君	紙 智子君	伊藤 岳君	舟山 康江君	浜口 誠君	堂込麻紀子君	竹詰 仁君	芳賀 道也君	高木 喜史君	浜野 哲士君	井上 哲士君	岩淵 友君	吉良よし子君	小池 晃君	仁比 聡平君	山添 拓君	高良 鉄美君	大野 泰正君	鈴木 宗男君	ながえ孝子君	平山佐知子君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	榎葉賀津也君	伊藤 孝恵君																																
宮沢 洋一君	三宅 伸吾君	三浦 靖君	松村 祥史君	松川 るい君	舞立 昇治君	堀井 巖君	古川 俊治君	藤木 眞也君	藤井 一博君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	末松 信介君	白坂 亜紀君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	上月 良祐君	古賀友一郎君	こやり隆史君	神谷 政幸君	梶原 大介君	岡田 直樹君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	小川 克巳君	江島 潔君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	越智 俊之君	太田 房江君	加田 裕之君	片山さつき君	北村 経夫君	小林 一大君	古庄 玄知君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	櫻井 充君	清水 真人君	進藤金日子君	田中 昌史君	滝沢 求君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曽根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	長谷川英晴君	比嘉奈津美君	藤川 政人君	船橋 利実君	藤井 一博君	馬場 成志君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	永井 学君	中田 宏君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋はるみ君	末松 信介君	白坂 亜紀君	山東 昭子君	酒井 庸行君	佐藤 信秋君	上月 良祐君	古賀友一郎君	こやり隆史君	神谷 政幸君	梶原 大介君	岡田 直樹君	大家 敏志君	尾辻 秀久君	小川 克巳君	江島 潔君

森 まさこ君	森屋 宏君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	若林 洋平君
渡辺 猛之君	青木 愛君
石垣のりこ君	石川 大我君
石橋 通宏君	打越さく良君
小沢 雅仁君	小沼 巧君
大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
鬼木 誠君	勝部 賢志君
川田 龍平君	木戸口英司君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君
小西 洋之君	古賀 千景君
古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
塩村あやか君	柴 慎一君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
田名部匡代君	高木 真理君
辻元 清美君	徳永 エリ君
野田 国義君	羽田 次郎君
広田 一君	福島みずほ君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
水野 素子君	村田 享子君
森本 真治君	森屋 隆君
横沢 高德君	吉川 沙織君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	上田 勇君
窪田 哲也君	佐々木さやか君
里見 隆治君	塩田 博昭君
下野 六太君	杉 久武君
高橋 次郎君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	新妻 秀規君

西田 実仁君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
青島 健太君	浅田 均君
石井 章君	石井 苗子君
猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	柴田 巧君
高木かおり君	中条きよし君
藤巻 健史君	松沢 成文君
松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君	伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君	上田 清司君
川合 孝典君	榛葉賀津也君
田村 まみ君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
舟山 康江君	大島九州男君
天島 大輔君	船後 靖彦君
山本 太郎君	伊波 洋一君
高良 鉄美君	齊藤健一郎君
高良 聡君	梅村みずほ君
大野 泰正君	神谷 宗幣君
鈴木 宗男君	寺田 静君
ながえ孝子君	長浜 博行君
平山佐知子君	宮口 治子君

日程第二 電気通信事業法及び日本電信電話株式 会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	二〇〇名
阿達 雅志君	青木 一彦君	野上浩太郎君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	羽生田 俊君
赤松 健君	浅尾慶一郎君	長谷川英晴君
朝日健太郎君	有村 治子君	橋本 聖子君
井上 義行君	生稲 晃子君	藤井 一博君
石井 準一君	石井 浩郎君	藤木 眞也君
石井 正弘君	石田 昌宏君	古川 俊治君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	堀井 巖君
今井絵理子君	岩本 剛人君	舞立 昇治君
上野 通子君	白井 正一君	松川 るい君
江島 潔君	衛藤 晟一君	松村 祥史君
小川 克巳君	小野田紀美君	三浦 靖君
尾辻 秀久君	越智 俊之君	三宅 伸吾君
大家 敏志君	太田 房江君	宮沢 洋一君
岡田 直樹君	加田 裕之君	山崎 正昭君
加藤 明良君	梶原 大介君	山田 太郎君
片山さつき君	神谷 政幸君	山田 宏君
北村 経夫君	こやり隆史君	山本 啓介君
小林 一大君	古賀友一郎君	山本 順三君
古庄 玄知君	上月 良祐君	吉川ゆうみ君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	若林 洋平君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	青木 愛君
櫻井 充君	山東 昭子君	石川 大我君
清水 真人君	白坂 亜紀君	打越さく良君
進藤金日子君	末松 信介君	小沼 巧君
田中 昌史君	高橋はるみ君	奥村 政佳君
滝沢 求君	滝波 宏文君	勝部 賢志君
武見 敬三君	柘植 芳文君	木戸口英司君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	熊谷 裕人君
友納 理緒君	豊田 俊郎君	古賀 千景君
中曽根弘文君	中田 宏君	斎藤 嘉隆君
中西 祐介君	永井 学君	柴 慎一君
長峯 誠君	西田 昌司君	田島麻衣子君

野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
古川 俊治君	星 北斗君
堀井 巖君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三浦 靖君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉井 章君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
若林 洋平君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君
奥村 政佳君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 真紀子君
熊谷 裕人君	小西 洋之君
古賀 千景君	古賀 之土君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
田島麻衣子君	田名部匡代君
高木 真理君	辻元 清美君
徳永 エリ君	野田 国義君
羽田 次郎君	広田 一君

反対者氏名 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 片山 大介君 串田 誠一君 三五名 浅田 均君 石井 苗子君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君	福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 榛葉賀津也君 竹詰 仁君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 齊藤健一郎君 梅村みずほ君 鈴木 宗男君 ながえ孝子君 平山佐知子君	福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 磯崎 哲史君 川合 孝典君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 舟山 康江君 浜田 聡君 大野 泰正君 寺田 静君 長浜 博行君 宮口 治子君	日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 阿達 雅志君 青山 繁晴君 赤松 健君 朝日健太郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 岡田 直樹君 加藤 明良君 片山さつき君 北村 経夫君 小林 一大君 古庄 玄知君 二一七名 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 太田 房江君 加田 裕之君 梶原 大介君 神谷 政幸君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君		高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 船後 靖彦君 伊波 洋一君 神谷 宗幣君 中条きよし君 松沢 成文君 柳ヶ瀬裕文君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 天畠 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君	佐藤 啓君 佐藤 正久君 櫻井 充君 清水 真人君 進藤金日子君 田中 昌史君 滝沢 求君 武見 敬三君 鶴保 庸介君 友納 理緒君 中曽根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君	佐藤 信秋君 酒井 庸行君 山東 昭子君 白坂 亜紀君 末松 信介君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君	打越さく良君 小沼 巧君 奥村 政佳君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 田島麻衣子君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君	小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之士君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君
	反対者氏名 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 片山 大介君 串田 誠一君 三五名 浅田 均君 石井 苗子君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君		日程第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律 案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 阿達 雅志君 青山 繁晴君 赤松 健君 朝日健太郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 岡田 直樹君 加藤 明良君 片山さつき君 北村 経夫君 小林 一大君 古庄 玄知君 二一七名 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 太田 房江君 加田 裕之君 梶原 大介君 神谷 政幸君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君		高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 船後 靖彦君 伊波 洋一君 神谷 宗幣君 中条きよし君 松沢 成文君 柳ヶ瀬裕文君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 天畠 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君	佐藤 啓君 佐藤 正久君 櫻井 充君 清水 真人君 進藤金日子君 田中 昌史君 滝沢 求君 武見 敬三君 鶴保 庸介君 友納 理緒君 中曽根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君	佐藤 信秋君 酒井 庸行君 山東 昭子君 白坂 亜紀君 末松 信介君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君	打越さく良君 小沼 巧君 奥村 政佳君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 田島麻衣子君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君	小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之士君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君

中条きよし君 藤巻 健史君
松沢 成文君 松野 明美君
柳ヶ瀬裕文君 山口 和之君
伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君
上田 清司君 川合 孝典君
榛葉賀津也君 田村 まみ君
竹詰 仁君 堂込麻紀子君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君
齊藤健一郎君 浜田 聡君
梅村みずほ君 大野 泰正君
神谷 宗幣君 鈴木 宗男君
寺田 静君 ながえ孝子君
長浜 博行君 平山佐知子君
宮口 治子君

反対者氏名

井上 哲士君 一七名
岩渕 友君 伊藤 岳君
吉良よし子君 紙 智子君
小池 晃君 倉林 明子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
山添 拓君 山下 芳生君
天畠 大輔君 大島九州男君
山本 太郎君 船後 靖彦君
高良 鉄美君 伊波 洋一君

延命治療の実態の把握状況等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年五月七日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

令和七年五月二十一日 参議院会議録第二十号

延命治療の実態の把握状況等に関する質問主意書

私が提出した「終末期医療に関するガイドライン及び事前指示書の法的拘束力に関する質問主意書（第二百十七回国会質問第三〇号）」に対する答弁（内閣参質二七第三〇号）は、国民の意思と医療現場の実態との乖離及び医療の質と保険制度の持続可能性に関する問題提起に対して、なお不十分なものであると考える。とりわけ、終末期医療における抗生剤投与や点滴、中心静脈栄養、経鼻栄養、胃ろうの導入に関しては、以下のような問題が存在する。

○厚生労働省による「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査報告書」（令和五年十二月）において、抗生剤投与や点滴については希望者が比較的多い一方で、中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうの導入を望まないとの回答が多数であったことが示されている。

○しかし、実際の医療現場では、本人が望んでいないはずの中心静脈栄養、経鼻栄養、胃ろうの導入が相当数行われているとの報告がある。さらに、抗生剤や点滴等の延命措置は、医学的にみてQOL（生活の質）を改善せず、かえって苦痛を長引かせる「低価値医療」に該当する可能性があるとの指摘もある。

○諸外国では、医学的回復の見込みがない患者に対するこうした延命措置を「不適切な医療」あるいは「虐待」とみなし、保険の適用外とするケースもあり、尊厳ある人生の最期を保障する観点から日本の制度も再考を迫られている。

日本国憲法第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」としており、医療の決定においても、医療を受ける患者本人の意思が最も尊重されるべきである。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 欧州や米国では、高齢で食べられなくなった人に人工栄養を行うことが医学的に勧められていないと言われている。政府はこの事実及び理由について把握しているか示されたい。把握している場合、その詳細を示されたい。

二 医療を受ける患者本人が適正に望む医療行為を選択できるよう、抗生剤や点滴等の延命措置とされる医療行為に関して、QOLの改善が見込めない場合には「低価値医療」として、国民にその限界や不利益について周知又は啓発すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうについて、直近十年間における年ごとの導入数及び実施数を示されたい。また、そのうち患者本人の意思が確認されなかった数及び割合は把握しているか示されたい。いずれも把握していない場合、これらを推計又はサンプル調査した統計資料があれば、その名称と概要を全て示されたい。

四 前記三について、中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうの導入を望まない国民が多いにもかかわらず、実際には当該医療行為が相当数行われていることは、本人の意思と異なる医療行為が行われている可能性を示唆するものと考ええるが、政府におけるこれらの実態の把握状況及び見解を示されたい。また、実態を把握していない場合、把握すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

五 本人の意思に反する医療行為の防止を目的とした制度がある場合、詳細を示されたい。制度がない場合、制度化する必要があると考えるが

政府の見解を示されたい。また、本人の意思に反する医療行為の防止について、今後の政府の対応方針を示されたい。

六 尊厳ある最期を保障する観点から、中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうといった医療行為に対して、公的保険の適用範囲外とする等、見直しを検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 回復の見込みがない患者に対して中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうの導入等の医療行為を行う場合、諸外国ではどのような医療ガイドラインが存在するか、政府が把握しているものを全て示されたい。また、それらの医療行為に対する保険適用の可否や基準について、政府として把握している国際的な事例があれば示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年五月十六日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出延命治療の実態の把握状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出延命治療の実態の把握状況等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「欧州や米国では、・・・医学的に勧められていないと言われている」の具体的に意味するところが明らかではないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難で

ある。なお、政府としては、令和五年度から令和七年度までの厚生労働科学研究費補助金による「地域の実情に応じた在宅医療提供体制構築のための研究」において「在宅医療が進んでいる国フランス、ドイツ、イギリスなど」やアジア各国のACP取り組み状況についての海外の文献レビュー等を実施しているところであり、御指摘のような高齢で食べられなくなった人が「人工栄養を受けるか否かも含めた意思決定に当たつての支援に関する諸外国の取組状況についても把握を行うこととしているところである。

二について

御指摘の「QOLの改善が見込めない場合には「低価値医療」として、・・・その限界や不利益の具体的に意味するところが明らかではないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成三十年三月十四日付け医政発〇三一四第七号厚生労働省医政局長通知別添一。以下「ガイドライン」という。)において、「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」として、「医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である」等としてしているところであり、引き続き、当該原則等の周知及び普及に努めてまいりたい。

三について

お尋ねの「中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうについて、・・・導入数及び実施数」の意味

するところが必ずしも明らかではないが、基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号別表第五の三第二号に定める中心静脈栄養、「経鼻胃管」による「経腸栄養及び「胃瘻」による「経腸栄養」についての、それぞれ、開始した件数及び実施した件数と解すれば、「中心静脈栄養」及び「経鼻胃管」による「経腸栄養」については、いずれの件数も把握しておらず、「胃瘻」による「経腸栄養」については、その開始した件数は診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一区分番号K664に定める「胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)」による「経腸栄養」の回数として、厚生労働省のホームページにおいて公表している「NDBオープンデータ」で算出可能な平成二十六年

度から令和四年度までの九年間でお示しすると次のとおりであり、その実施した件数は把握していない。

年度	件数
平成二十六年度	六万四千三百五十八回
平成二十七年	六万五千五百四十回
平成二十八年	五万三千四百十四回
平成二十九年	五万四千八百四十六回
平成三十年	五万三千四百九十五回
令和元年度	五万四千五百十三回
令和二年度	五万三千六百六十五回
令和三年度	五万三千五百九回
令和四年度	五万三千六百二十二回

また、お尋ねの「患者本人の意思が確認されなかった数及び割合」については、把握しておらず、また、御指摘の「統計資料」はない。

なお、ガイドラインにおいて、「人生の最終段階における医療・ケアの方針決定」については、「本人の意思の確認ができる場合」は「本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基

本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う」とし、また、「本人の意思の確認ができない場合」は「家族等と十分に話し合」う等により「本人にとつての最善の方針をとることを基本とすること」としているところである。

四について

御指摘の「前記三について・・・本人の意思と異なる医療行為が行われている可能性を示唆するもの」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、三について述べたとおり、ガイドラインを踏まえ、「人生の最終段階における医療・ケアの方針決定」については、各医療機関において必要な対応がなされているものと考えており、御指摘のような「本人の意思と異なる医療行為が行われている可能性」についての「実態の把握」はしておらず、また、現時点において「把握すべき」とは考えていない。

五について

御指摘の「本人の意思に反する医療行為の防止を目的とした制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二についてでお答えしたとおり、ガイドラインにおいて、「医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である」等としてしているところであり、引き続き、当該原則等の周知及び普及に努めてまいりたい。

六について

御指摘の「公的保険の適用範囲外とする等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘の「尊厳ある最期を保障する観点

から、中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうといった医療行為を「公的保険の適用範囲外とする」「見直し」については、国民の生命倫理に関わる問題として国民的議論が必要なものであり、慎重に検討すべきものと考えている。

七の前半について

御指摘の「回復の見込みがない患者に対して中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうの導入等の医療行為を行う場合」の諸外国における「医療ガイドライン」については把握していない。なお、一について述べたとおり、政府としては、「ACP取り組み状況についての海外の文献レビュー」等を実施しているところであり、患者が御指摘の「中心静脈栄養、経鼻栄養及び胃ろうの導入等の医療行為」を受けるか否かも含めた意思決定に当たつての支援に関する諸外国の取組状況についても、把握を行うこととしているところである。

七の後段について

お尋ねについては、把握していない。

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年五月九日

参議院議長 関口 昌一殿
浜田 聡

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書
農林水産省は、令和七年四月二十三日から二十五日にかけて政府備蓄米の放出に向けた三回目の入札を行い、令和五年度産米約十万吨が落札された。六事業者が入札に参加し、前回の落札額よ

りも四百二十円安い六十キロ当たり二万三百二円(税抜き)で落札された。政府備蓄米以外の米の仕入価格は下がっていないため、政府備蓄米を放出しても米の市場価格が大きく下がることはない。米の市場価格が高騰している現状を踏まえて、以下質問する。 一 落札価格が下がっても米の市場価格に反映できなければ意味がない。米の市場価格を下げるという目的を含む政府備蓄米の放出に際して入札を採用することに違和感があるが政府の見解を示されたい。 二 入札参加の大きな障壁として、政府備蓄米の落札事業者が一年以内に政府に対し同量を買戻さなければならぬ「買戻し条件」があると考ええる。同条件を無くすべきだと考えるが政府の見解を示されたい。 三 これから生産される令和七年度産の国産米は既にその多くが高値で買い付けられているという。そのような状況を放置すると米価の高騰が長引く可能性がある。令和七年度に政府備蓄米は既に放出されているため、令和八年度以降においても同様に政府備蓄米を活用して米価の調整を図ることは困難だと思料する。令和七年度産の国産米の価格高騰対策を示されたい。 四 政府備蓄米を放出するタイミングが少し遅かったと考える。農林水産省には市場での米の供給状況や価格をリアルタイムに把握できる体制やシステムがあるのか示されたい。ない場合、構築するべきだと思料するが政府の見解を示されたい。 質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。	令和七年五月二十日 内閣総理大臣 石破 茂 参議院議長 関口 昌一殿 参議院議員浜田聡君提出政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 参議院議員浜田聡君提出政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問に対する答弁書 一 について 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項において、「国の財産は、・・・適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」とされ、また、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の第三項において、「契約担当官・・・は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、・・・公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」とされているところ、御指摘の「政府備蓄米の放出」については、特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)第十九条第二項及び第二十四条第一項により、米穀の売買契約をする場合には、入札を行うことが原則であることから、これに基づき入札により行っているところである。 二 について 御指摘の「政府備蓄米」については、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(令和六年七月農林水産省策定、令和七年三月変更)に即して、同基本指針の「買戻し条件付売渡し」を行っているところ、その大半が落札されており、御指摘の「買戻し条件」が「入札参加の大きな障壁」となっているとは考えていないが、同基本指針において「原則一年以内」としている	「買戻し」の期限については、見直しを行う考えである。 三 について 現時点において、令和七年度産の米穀の需給状況について判断することは困難であり、その価格の水準についても予断できないことから、お尋ねの「令和七年度産の国産米の価格高騰対策」をお示しすることは困難である。 四 について お尋ねの「リアルタイムに把握できる体制やシステム」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省としては、米穀の出荷業者と卸売業者との間の取引の価格についての出荷業者からの報告等を通じて、「米の供給状況や価格」の「把握」に努めているところである。
---	---	--

